

(第4回中医協診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会資料 (H24.10.31))

消費税の経費処理(税抜経理方式)

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、合計20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 設備投資総額に対する消費税100百万円のうち、課税売上割合である10%分の10百万円が税額控除
- 残りの非課税売上割合である90%の90百万円が控除対象外消費税(繰延消費税として資産計上)
- 繰延消費税の90百万円 $\times 12/60 \times 1/2$ (初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 $\times 12/60 = 18$ 百万円を償却

	単位:百万円			単位:百万円	
	初年度	次年度以降	項目	金額	
益金	7,000	7,000	(税額控除)	10)	
損金	5,009	5,018	控除対象外消費税	90	
(消費税償却分)	(9)	(18)	法人実効税額減少分(累計)	▲36	
所得金額	1,991	1,982			
法人実効税率40%	796.4	792.8			
(法人実効税額減少分)	(▲3.6)	(▲7.2)			

1

前提: 消費税率5%、法人実効税率40%、総額20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

(1) 課税売上割合100%

	初年度	次年度以降
益金	7,000	7,000
損金	5,000	
(消費税償却分)	(0)	
所得金額	2,000	
法人実効税率40%	800	
(法人実効税額減少分)	—	

項目	金額
(税額控除)	100)
控除対象外消費税	0
法人実効税額減少分(累計)	0

課税売上割合100%なのでそもそも控除対象外消費税が発生しない。

(2) 課税売上割合50%

	初年度	次年度以降
益金	7,000	7,000
損金	5,005	5,010
(消費税償却分)	(5)	(10)
所得金額	1,995	1,990
法人実効税率40%	798	796
(法人実効税額減少分)	(▲2)	(▲4)

項目	金額
(税額控除)	50)
控除対象外消費税	50
法人実効税額減少分(累計)	▲20

課税売上割合50%なので控除対象外消費税50百万円が発生し、最終的に消費税の償却により法人税等が20百万円減少する。

(3) 課税売上割合0%

	初年度	次年度以降
益金	7,000	7,000
損金	5,010	5,020
(消費税償却分)	(10)	(20)
所得金額	1,990	1,980
法人実効税率40%	795	792
(法人実効税額減少分)	(▲4)	(▲8)

項目	金額
(税額控除)	0)
控除対象外消費税	100
法人実効税額減少分(累計)	▲40

課税売上割合0%なので控除対象外消費税100百万円が発生し、最終的に消費税の償却により法人税等が40百万円減少する。

2

【参考】医療機関等の法人税率

区分	設立主体例	法人税率(※4,5)		備考
		医療保健業	医療保健業以外	
A	株式会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人(※1)、 公益財団法人(※1)	25.5%		
B	医療法人	25.5%	附帯業務は25.5% 収益事業は不可	
C	特定医療法人(※2)	19%	附帯業務は19% 収益事業は不可	
D	社会医療法人(※3)、学校法人、 社会福祉法人	非課税	19%	
E	国、地方公共団体、独立行政法人		非課税	
※1	公益社団法人、公益財団法人は、公益目的事業について非課税。			
※2	特定医療法人とは、財団又は出資持分なしの社団の医療法人のうち、その事業内容と運営の面で公益性が高いものとして租税特別措置法第67条第2項に基づく国税庁長官の承認を受けた法人			
※3	社会医療法人とは、財団又は出資持分なしの社団の医療法人のうち、救急医療等確保事業に係る業務を行う法人として都道府県知事の認定を受けた法人			
※4	法人税率の時点はH24年4月1日以降とする。			
※5	この他、中小法人（普通法人（株式会社・医療法人等）では資本金等1億円以下など）等の軽減税率（所得金額のうち年額800万円までの軽減税率）、復興特別法人税率（H24年度から3年間10%）がある。			

3

消費税の経費処理(税抜経理方式)

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 設備投資総額に対する消費税100百万円のうち、課税売上割合である10%分の10百万円が税額控除
- 残りの非課税売上割合である90%の90百万円が控除対象外消費税(繰延消費税として資産計上)
- 繰延消費税の90百万円 × 12/60 × 1/2(初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 × 12/60 = 18百万円を償却
- 繰延消費税として、所得金額が抑えられる分、法人税率に応じて、法人税が軽減される。
 A・B 法人税率25.5%の場合 90百万円 × 25.5% = 22.95百万円
 C 法人税率19%の場合 90百万円 × 19% = 17.1百万円
 D・E 法人税率 0%の場合 90百万円 × 0% = 0百万円

	課税売上割合 100%の場合	課税売上割合10%の場合		（税額控除 10）	（税額控除 90）	（A・B法人税額減少分(累計) ▲23）	（C法人税額減少分(累計) ▲17.1）	（D・E法人税額減少分(累計) 0）
		初年度	次年度以後					
消	益金	7,000	7,000	7,000	（税額控除 10）			
費	損金	5,000	5,009	5,018	控除対象外消費税	90		
税	(消費税償却分)	0	(▲9)	(▲18)	A・B法人税額減少分(累計)	▲23		
	所得金額	2,000	1,991	1,982	C法人税額減少分(累計)	▲17.1		
法	A・B(法人税率25.5%)	510.0	507.7	505.4	D・E法人税額減少分(累計)	0		
人	(法人税額減少分)	—	(▲2.3)	(▲4.6)				
税	C(法人税率19%)	380.0	378.3	376.6				
	(法人税額減少分)	—	(▲1.7)	(▲3.4)				
D・E(法人税率0%)	0	0	0					

4

第3回医療機関等における消費税負担に関する分科会（平成24年8月30日）

における委員の発言（宿題事項関係抜粋）

○西澤委員

この資料（※）は減価償却とか法人税での戻りがわかるのですが、もう少し詳しく言えば法人税を払っている、要するに持ち分ありの医療法人のイメージの図だと思います。一方、公立病院等は法人税を払っていません。そのような病院はどうなるのかということを比較の上で出していただきたい、又、非課税売上部分に関してだけの説明ですが、ここに非課税割合とか課税割合が書いてありますが、課税割合の方の処理の仕方、これは当然その分は丸々税金が還付のはずですから、そういうことを含めてわかりやすい図にしたものを1回見せていただきたいと思います。いわゆるキャッシュフローがそれぞれどう違つてくるか、例えば課税100%のときと非課税100%のとき、あるいはその中間の3つの例ぐらいで、今、言ったようなことをお示し願えればと思います。

※第3回分科会資料4「消費税の経理処理」

消費税の経理処理について (税抜経理方式と税込経理方式)

診調組 稅 - 4
24. 8. 30

ポイント

- **法人税額**
他の条件が同じ場合でも、どちらの経理処理方法を採用するかにより、控除対象外消費税額等の損金算入の時期が異なることがある。そのため、毎期の法人税額が同額とならないことがある。ただし、各期を通した場合、損金算入額の累計は同額となるため、法人税額の累計も同額となる。
- **消費税額**
他の条件が同じ場合、どちらの経理処理方法を採用するかにかかわらず、毎期とも同額になる。

2

【参考】消費税の経理処理(税抜経理方式(1))

(法人税法施行令(昭和四十年三月三十一日政令第九十七号))

1. 税抜経理方式を採用している場合(消費税の額を区分して経理する方法)

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、法人税法上は、損金経理を要件としてその事業年度の損金の額に算入し、また、所得税法上は、全額をその年分の必要経費に算入。
イ その事業年度又は年分の課税売上割合が80%以上であること。
ロ 棚卸資産に係る控除対象外消費税額等であること。
ハ 一の資産に係る控除対象外消費税額等が20万円未満であること。

【例】消費税率5%、課税売上割合90%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

○機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である10%の10百万円を一括償却

	単位:百万円	
	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,010
(消費税分償却部分)	0	▲10
所得金額	2,000	1,990
法人税(税率5%)	1,000	995
(増減)	-	(▲5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

3

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-①)

(2)-①

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合75%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である25%の25百万円が繰延消費税
- 繰延消費税の25百万円 × 12/60 × 1/2(初年度のみ) = 2.5百万円を償却
次年度以降は25百万円 × 12/60 = 5百万円を償却

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,002.5	5,005
(消費税償却分)	0	▲2.5	▲5
所得金額	2,000	1,997.5	1,995
法人税(税率50%)	1,000	998.75	997.5
(増減)	—	(▲1.25)	(▲2.5)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

4

【参考】消費税の経費処理(税抜経理方式(2)-②)

(2)-②

上記(1)に該当しない場合には、「繰延消費税額等」として資産計上し、次に掲げる方法によって損金の額又は必要経費に算入。

イ 法人税

繰延消費税額等を60で除し、これにその事業年度の月数を乗じて計算した金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。なお、その資産を取得した事業年度においては、上記によって計算した金額の2分の1に相当する金額の範囲内で、その法人が損金経理した金額を損金の額に算入。

ロ 所得税

所得税法上も同様の取り扱い。

【例】消費税率5%、課税売上割合10%、20億円(税抜き)の設備投資を行った場合

- 機械の消費税100百万円のうち、非課税売上割合である90%の90百万円が繰延消費税
- 繰延消費税の90百万円 × 12/60 × 1/2(初年度のみ) = 9百万円を償却
次年度以降は90百万円 × 12/60 = 18百万円を償却

	消費税分償却なし	消費税分償却あり (初年度)	消費税分償却あり (次年度以降)
益金	7,000	7,000	7,000
損金	5,000	5,009	5,018
(消費税償却分)	0	▲9	▲18
所得金額	2,000	1,991	1,982
法人税(税率50%)	1,000	995.5	991
(増減)	—	(▲4.5)	(▲9)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分して経理

5

【参考】消費税の経理処理(税込経理方式)

2. 税込経理方式を採用している場合(消費税の額を区分しないで経理する方法)

○消費税等込みの価額が取得価額になって、償却期間に応じて減価償却

【例】消費税率5%、償却期間5年、21億円(税込み)の設備投資を行った場合、

○21億円(税込み)の設備投資につき、毎年420百万円の減価償却

内訳は、

- ・ 機械の償却分が毎年400百万円
- ・ 消費税の償却分が毎年20百万円

	単位:百万円	
	消費税分償却なし	消費税分償却あり
益金	7,000	7,000
損金	5,000	5,020
所得金額	2,000	1,980
法人税(税率50%)	1,000	990
(増減)	—	(▲10)

取引の対価の額と
消費税等の額とを
区分せずに経理

医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況把握に関する調査専門チーム
報告

平成 24 年 10 月 31 日

中央社会保険医療協議会の診療報酬調査専門組織・医療機関等における消費税負担に関する分科会において、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況について、予備的調査を行い、今後実施する本調査における調査事項の把握、課題の整理及び調査票・調査方法等の検討を行うため、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況把握に関する調査専門チーム（以下「調査専門チーム」）が設置された（別紙：メンバー名簿）。

これまで、第1回（平成24年9月26日）、第2回（同年10月9日）、第3回（同年10月24日）と計3回に亘って議論を行ったところ、調査専門チームとして、以下のとおり本調査を実施するのが適当ではないかとの結論を得たので、報告する。

I 設備投資等に関する趨勢の分析（43 医療機関等のデータから読み取れる傾向）

調査専門チームでは、医療機関等における設備投資等の状況に関し、医療機関等43施設（病院13施設、一般診療所10施設、歯科診療所10施設、薬局10施設）の設備投資等について、それぞれ平成23年度の固定資産台帳に記載されている平成14年4月から平成24年3月までの10年分のデータのほか、追加的に各種データを収集し、以下のとおり、その趨勢の分析を行った。

1. 総取得価額及び総件数で見た全般的な傾向（固定資産台帳から得たデータ）

病院¹は、一般診療所、歯科診療所及び薬局²と比較して、過去10年間における総取得価額及び総件数ともに圧倒的に規模が大きい（表1）。また、病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局のいずれにおいても、施設ごとの総取得価額と総件数には概ね比例関係があると言える状況になっている（図1）。

¹ 病院においては、総取得価額は、3施設が100億円を超えるほか、ほとんどの施設が10億円以上であり、総件数は、最も多い施設が3,338件、最も少ない施設でも108件である。

² 一般診療所、歯科診療所及び薬局においては、総取得価額は、最も高額で約2億円、中心となるのは1,000万円以上6,000万円未満であり（1,000万円未満は7施設）、総件数は、最も多い施設で187件、中心となるのは10数件から60件未満、最も少ない施設は2件である。

(表1) 平成14年4月～24年3月の間に取得された資産の施設ごとの総取得価額及び総件数

※土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

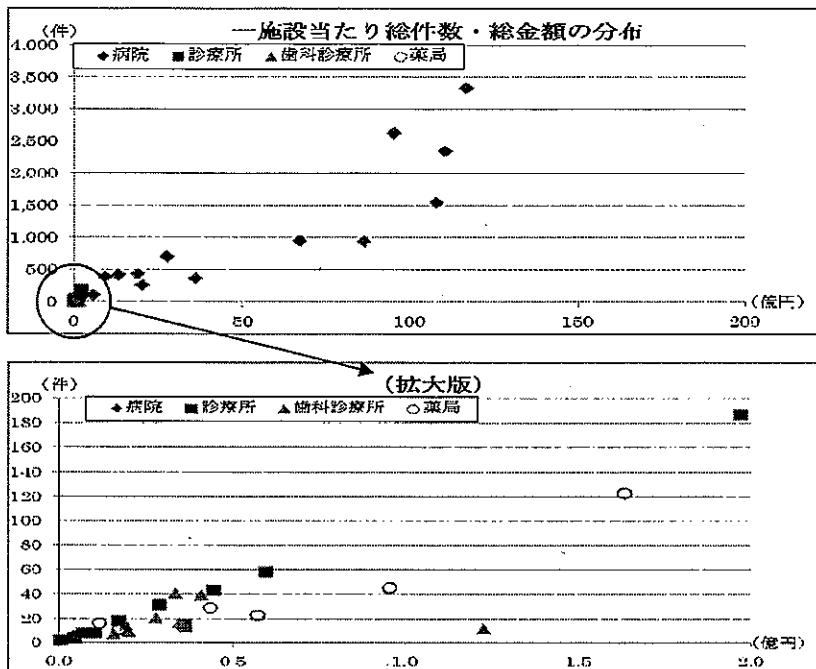
病院	金額	件数
H01(市町村、400床台、DPC)	10,793,888,417	1,559
H02(私立大学、800床台、DPC・特定機能)	11,675,502,614	3,338
H03(市町村、500床台、DPC)	9,556,954,853	2,625
H04(済生会、300床台、DPC)	3,577,465,667	366
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	11,047,350,158	2,345
H06(医療法人、200床台)	1,305,438,513	420
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	2,733,900,055	705
H08(医療法人、300床台、DPC)	916,092,869	390
H09(医療法人、200床台、DPC)	2,003,282,019	257
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	8,645,357,814	943
H11(医療法人、500床台、DPC)	1,884,824,921	433
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	6,717,253,975	956
H13(医療法人、500床台)	566,985,430	108

一般診療所	金額	件数
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	461,925	2
C02(個人、19床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	4,172,285	4
C03(個人、19床、消化内科/外科)	35,915,706	15
C04(医療法人、19床、整形/リウマチ/リハ)	59,517,574	58
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	44,222,051	43
C06(個人、19床、眼科)	196,955,222	187
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	17,055,125	18
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	10,055,363	8
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	28,762,781	31
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	7,124,777	8

歯科診療所	金額	件数
D01(個人、0床)	34,591,494	17
D02(個人、0床)	18,939,084	14
D03(医療法人、0床)	15,536,813	7
D04(個人、0床)	33,411,434	40
D05(個人、0床)	40,800,371	39
D06(医療法人、0床)	27,781,015	20
D07(個人、0床)	19,860,258	9
D08(医療法人、0床)	5,114,000	7
D09(個人、0床)	122,611,580	12
D10(個人、0床)	36,138,319	13

保育園	金額	件数
P01(有限会社)	43,206,310	29
P02(有限会社)	57,159,523	23
P03(有限会社)	4,894,669	6
P04(公益法人)	16,930,167	11
P05(有限会社)	7,042,239	8
P06(市町村)	163,239,207	123
P07(有限会社)	11,526,831	16
P08(有限会社)	3,391,585	3
P09(株式会社)	200,639,399	124
P10(株式会社)	95,569,845	45

(図1) 施設ごとの総件数・総取得価額の分布



2. 1件当たり取得価額で見た傾向（固定資産台帳から得たデータ）

過去 10 年間における資産の取得状況について、1 件当たり取得価額で見ると、病院³は、1 億円以上を含め相対的に金額の高いものを多数有する一方、総件数では相対的に少額な 500 万円未満のものが大部分を占めている。一般診療所、歯科診療所及び薬局⁴は、1 億円以上のものは薬局に 1 件、5,000 万円以上 1 億円未満のものは歯科診療所に 1 件及び薬局に 1 件あるのみであり、病院と比較して取得価額の高い資産が少ない（表 2）。

なお、病院における1件当たりの取得価額が1億円以上のものは、25億円以上30億円未満が1件、15億円以上20億円未満が3件、5億円以上10億円未満が8件、1億円以上5億円未満が94件となっており、資産種別では「建物(※)」「器械備品(※)」に集中している(表3)。

(表2) 平成14年4月～24年3月の間に取得された階級区分（一件当たり取得価額）ごとの資産の状況（その1）

*土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

	病院				一般診療所				歯科診療所				薬局			
	総金額	割合	総件数	割合	総金額	割合	総件数	割合	総金額	割合	総件数	割合	総金額	割合	総件数	割合
100百万円以上	31,949,734,317	44.7%	106	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	100,443,000	16.6%	1	0.3%
50百万円～100百万円	7,093,086,343	9.9%	102	0.7%	0	0.0%	0	0.0%	58,353,984	16.3%	1	0.5%	69,475,917	11.5%	1	0.3%
10百万円～50百万円	14,704,068,922	20.6%	705	4.9%	62,088,528	15.4%	4	1.1%	101,370,250	28.4%	6	3.2%	133,285,943	22.1%	6	1.5%
5百万円～10百万円	5,708,992,325	8.0%	820	5.7%	32,974,000	8.2%	5	1.3%	37,484,750	10.4%	6	3.2%	76,658,897	12.7%	12	3.1%
1百万円～5百万円	8,702,976,274	12.2%	3,603	24.9%	181,012,593	44.8%	71	19.0%	122,286,467	34.8%	51	28.6%	144,365,590	23.9%	66	17.0%
1百万円未満	3,265,438,524	4.6%	9,109	63.1%	128,167,688	31.7%	294	78.6%	34,688,917	10.1%	114	64.3%	79,370,428	13.1%	302	77.8%
合計	71,424,297,305	100.0%	14,445	100.0%	404,242,809	100.0%	374	100.0%	354,784,368	100.0%	176	100.0%	603,598,775	100.0%	388	100.0%

³ 病院においては、1件当たり1億円以上の資産が総件数の0.7%であるのに対し（ただし、総取得価額ベースでは全体の45%弱）、1件当たり500万円未満の資産が総件数の88%を占めている。

⁴ 一般診療所、歯科診療所及び薬局においては、いずれの施設も 500 万円未満の資産が総件数の 90%以上を占めている。

(表3) 平成14年4月～平成24年3月に取得された階級区分(1件当たり取得価額)ごとの資産の状況(その2)

(相対的に高額な資産に着目)

※「建物」には付属設備を、「構築物」には駐車場・倉庫等を、「器械備品」には医療用器械備品とその他器械備品を含む。

※土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

病院	総計		建物		構築物		器械備品		車両		ソフトウェア		その他	
	総額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数
30億以上														
25億以上30億未満	2,811,626,774	1	2,811,626,774	1										
20億以上25億未満														
15億以上20億未満	5,141,035,985	3	3,315,035,985	2			1,826,000,000	1						
10億以上15億未満														
5億以上10億未満	4,497,246,811	8	647,955,000	1			3,316,747,422	6			532,544,389	1		
1億以上5億未満	19,499,824,737	94	9,802,852,577	42	201,320,614	1	9,177,650,057	49			318,001,489	2		
1億未満	39,474,562,988	14,339	10,936,134,542	1,320	739,783,176	157	26,601,059,478	12,604	251,962,860	58	838,259,182	133	107,364,750	67
計	71,424,297,305	14,445	27,513,604,888	1,366	941,103,790	158	40,921,456,857	12,660	251,962,860	58	1,688,804,060	136	107,364,750	67
一般診療所	総計		建物		構築物		器械備品		車両		ソフトウェア		その他	
2,000万以上														
1,500万以上2,000万未満	36,688,528	2	19,038,528	1			17,650,000	1						
1,000万以上1,500万未満	25,400,000	2					25,400,000	2						
500万以上1,000万未満	40,386,824	6	13,870,000	2			19,104,000	3	7,412,824	1				
500万未満	301,767,457	364	33,957,368	29	13,647,128	6	224,182,146	296	21,863,314	15	8,117,501	18		
計	404,242,809	374	66,865,896	32	13,647,128	6	286,336,146	302	29,276,138	16	8,117,501	18		
歯科診療所	総計		建物		構築物		器械備品		車両		ソフトウェア		その他	
6,000万以上														
5,000万以上6,000万未満	58,353,984	1	58,353,984	1										
4,000万以上5,000万未満														
3,000万以上4,000万未満														
2,000万以上3,000万未満	20,164,953	1					20,164,953	1						
1,000万以上2,000万未満	81,805,297	5	45,103,297	3			36,702,000	2						
1,000万未満	194,460,134	171	31,767,691	25	8,632,564	10	107,294,060	123	46,765,819	16				
計	354,784,368	178	135,224,972	29	8,632,564	10	164,161,013	126	46,765,819	16				
獣医	総計		建物		構築物		器械備品		車両		ソフトウェア		その他	
1億以上	100,443,000	1	100,443,000	1										
8,000万以上1億未満														
6,000万以上8,000万未満	69,475,917	1	69,475,917	1										
4,000万以上6,000万未満														
2,000万以上4,000万未満	97,671,312	4	25,062,092	1			72,603,220	3						
2,000万未満	336,008,546	382	128,665,125	53	24,322,506	22	143,130,965	279	17,218,072	8	19,266,638	16	3,406,240	4
計	603,599,775	389	323,646,134	56	24,322,506	22	215,740,185	282	17,218,072	8	19,266,638	16	3,406,240	4

3. 資産種別で見た傾向（固定資産台帳から得たデータ）

過去10年間における施設ごとの設備投資等を固定資産台帳上の記載に応じて「建物(※)」「構築物(※)」「器械備品(※)」「車両」「ソフトウェア」「その他」の資産種別に区分すると、病院は、いずれの施設においても「建物」「構築物」「器械備品」に大きな金額を投資しており、一件当たり取得価額では「建物」の取得価額が、件数では「器械備品」の件数が大きくなっている。

一般診療所、歯科診療所及び薬局⁵においては、「建物」「構築物」については相対的に大きな金額を投資している施設と全く投資していない施設が混在している。一方、「器械備品」については件数・金額にばらつきはあるものの、どの施設も一定の投資をしている（表4）。

(表4) 平成14年4月～平成24年3月に取得された資産種別ごとの状況

*「建物」には付属設備を、「構築物」には駐車場・倉庫等を、「器械備品」には医療用器械備品とその他の器械備品を含む。

*土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

施設	総計		建物		構築物		器械備品		車両		ソフトウェア		その他	
	総額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数
H01(市町村、400床台、DPC)	10,793,888,417	1,559	6,279,448,004	42	371,366,204	8	41,428,209	1506	490,000	1				
H02(私立大学、800床台、DPC・特定期間)	11,675,502,614	3,338	4,292,346,985	140	1,542,857	1	7,962,356,276	3191	19,256,496	6				
H03(市町村、500床台、DPC)	9,556,954,853	2,625	1,776,308,195	44	46,725,800	11	7,674,593,686	2589					59,328,000	1
H04(准看護法人、300床台、DPC)	3,577,455,667	366	673,754,345	42	22,592,000	2	2,868,344,759	320	11,235,000	1	1,539,563	1		
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	11,047,250,158	2,345	3,372,379,192	227	99,957,746	27	5,277,996,429	2023	87,909,928	11	1,170,071,903	50	40,132,960	7
H06(医療法人、200床台)	1,305,436,513	420	936,808,159	49	60,006,846	22	2,008,754,726	333	63,345,748	13	4,521,032	3		
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	2,739,800,655	705	1,419,480,007	216	74,618,676	25	1,202,689,935	448	37,117,437	16				
H08(医療法人、300床台、DPC)	91,609,286	390	48,216,892	46	12,892,320	10	60,484,523	300			170,159,134	25	4,340,000	9
H09(医療法人、200床台、DPC)	2,003,282,018	257	1,565,525,081	78	78,841,842	9	285,473,277	143	11,266,051	6	61,766,444	17	409,524	4
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	8,645,357,814	943	4,964,027,671	168	22,246,473	12	3,622,444,906	748			35,638,862	15		
H11(医療法人、500床台、DPC)	1,894,824,921	453	820,533,696	85	44,176,784	9	1,218,772,241	335	1,342,200	4				
H12(病院・施設機器、700床台、DPC)	6,717,259,975	956	1,054,385,051	164	69,987,290	71	5,346,220,246	714			244,107,122	25	3,154,266	46
H13(医療法人、500床台)	566,885,430	108	510,090,610	64	37,745,352	16	19,148,468	28						
資産1件当たりの平均金額(円)		4,944,568		20141,731	5,956,353		3,232,343		4,344,167		12,417,677		1,602,459	
一般診療所	総計	建物	構築物	器械備品	車両	ソフトウェア	その他							
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	461,925	2		461,925	2									
C02(個人、18床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	4,172,285	4	3,212,714	2	955,571	2								
C03(個人、19床、消化内科/外科)	35,915,706	15	23,941,118	6	8,162,740	6	3811,849	1						
C04(医療法人、19床、整形リハビリ/リハ)	59,617,574	58	22,420,123	41	7,772,938	3	19,612,273	42	9,712,240	9				
C05(医療法人、19床、産科/婦人科)	44,222,051	43	600,000	1	920,000	1	34,137,930	37	7,708,407	2	855,714	2		
C06(個人、19床、眼科)	1,963,552,222	187	12,532,416	16	4,476,190	1	174,154,064	156			5,792,562	14		
C07(医療法人、0床、内科/小兒/麻酔)	17,055,125	18			15,069,439	17	1,985,686	1						
C08(医療法人、0床、内科/小兒/放)	10,055,363	8			2,946,181	4	6,051,957	3	1,349,225	1				
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	28,762,781	31	4159,525	3	478,000	1	24,005,256	26			120,000	1		
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	7,124,777	0					7,124,777	6						
資産1件当たりの平均金額(円)		1,090,663		2,089,559	2,274,521	948,133		1,829,759		450,972				
歯科診療所	総計	建物	構築物	器械備品	車両	ソフトウェア	その他							
D01(個人、0床)	34,591,494	17	23,957,664	6	10,633,830	11								
D02(個人、0床)	18,838,084	14	1,548,000	2	4,123,810	1	12,192,974	10	1,074,300	1				
D03(医療法人、0床)	15,536,613	7			7,806,732	3	7,730,081	4						
D04(個人、0床)	33,411,434	40	8,649,486	6	2,755,000	4	10,936,615	27	11,097,333	3				
D05(個人、0床)	10,800,371	39	1,910,566	2			27,417,965	35	11,471,540	2				
D06(医療法人、0床)	27,781,015	20	2,843,680	3	332,533	1	19,256,036	13	5,348,766	3				
D07(個人、0床)	19,860,258	9	3,983,022	2			8,339,850	6	7,557,386	1				
D08(医療法人、0床)	5,114,000	7					5,114,000	7						
D09(個人、0床)	12,261,158	12	72,322,523	4			49,180,492	7	1,108,565	1				
D10(個人、0床)	36,138,319	13	20,029,731	4	1,421,221	1	13,309,819	7	1,377,848	1				
資産1件当たりの平均金額(円)		1,993,171		4,662,930	1,233,223	1,302,865		2,922,864						
薬局	総計	建物	構築物	器械備品	車両	ソフトウェア	その他							
P01(有限会社)	43,206,310	29	9,389,366	3	4,373,590	4	12,036,619	14	7,374,255	2	9,965,480	6		
P02(有限会社)	57,159,523	29	37,625,036	4	2,058,864	2	10,891,349	14	4,281,814	2	2,289,457	1		
P03(有限会社)	4,824,669	6	3126,098	2			1,765,871	4						
P04(公益法人)	16,930,167	11	3,357,117	3	4,009,159	1	9,563,891	7						
P05(有限会社)	7,042,239	8					6,524,988	7			51,775	1		
P06(市町村)	163,239,207	123	120,342,000	2			42,897,207	121						
P07(有限会社)	11,526,831	16	1,628,419	1			8,457,779	14	1,440,633	1				
P08(有限会社)	3,391,585	3					420,000	1	2,971,585	2				
P09(株式会社)	200,639,389	124	101,722,222	18	3,909,434	1	86,677,809	95	11,397,655	1	4,382,616	6	2,807,533	3
P10(株式会社)	95,569,845	45	16,445,873	23	9,971,459	14	36,442,472	51			2,111,334	2	598,707	1
資産1件当たりの平均金額(円)		1,555,670		5,779,395	1,105,568	765,036		2,152,259		1,204,165				

5 「建物」は、約4,800万円～約62億円、42件～227件。「構築物」は、約150万円～約3億7,000万円、1件～27件。「器械備品」は、約1,900万円～約76億7,500万円、28件～3,191件。

6 「建物」は、最も高額で約1億2,000万円、最も多い施設で23件。「構築物」は、最も高額で約990万円、最も多い施設で14件。「器械備品」は、42万円～約1億7,400万円、1件～156件。

4. 社会保険診療（調剤）収入と資産の総取得価額との関係について（固定資産台帳から得たデータ、総収入・保険診療（調剤）収入のデータは平成23年度分のみ追加入手）

資産の総取得価額が社会保険診療（調剤）収入に占める割合（相対率）で線引きする考え方（後述Ⅱの1.（2）参照）について議論があったことから、社会保険診療（調剤）収入と資産の総取得価額の関係について調査した。ここでは、資産の総取得価額については、総収入に社会保険診療（調剤）収入が占める割合（平成23年度分。以下「保険診療（調剤）収入割合」という。）を乗ずる処理をした。

（1）平成23年度の保険診療（調剤）収入割合

病院、一般診療所、歯科診療所及び薬局いずれも概ね80%台以上であり、特に薬局は平均値が98%とほぼ100%に近くなっている（なお、一般診療所の中には、保険診療（調剤）収入割合が相対的に低い施設がある。）（表5の「B÷A」の欄参照）。

（2）資産の総取得価額が社会保険診療（調剤）収入に占める割合（相対率）の過去10年の「平均値」

過去10年間の資産の総取得価額の社会保険診療（調剤）収入に対する割合の「平均値」を見ると、資産の総計では、病院及び歯科診療所は4.5%前後、一般診療所及び薬局は2%前後となっている。資産の種別ごとでは、病院、歯科診療所及び薬局は「建物」及び「器械備品」の割合が相対的に大きく、一般診療所は「器械備品」の割合が相対的に大きい（表5）。

（3）資産の総取得価額が社会保険診療（調剤）収入に占める割合（相対率）の過去10年の「年次推移」

過去10年間の資産の総取得価額の社会保険診療（調剤）収入に対する割合の「年次推移」をそれぞれについて見ると、以下のとおりである（図2～図5）。

- 病院は、総計では、年度によっては50%に達するものがある一方、10%以内に収まっているケースが大半を占めている。「建物」のみを取り出した場合には、40%に達するものがある一方、5～10%以内に収まるケースが大半であり、「器械備品」のみを取り出した場合には、20%に達するものがある一方、5%程度に収まるケースが大半である（図2）。
- 一般診療所は、「建物」についての投資があった場合には全体の率が30%程度に跳ね上がるケースがあり、また、「器械備品」に対する投資により15%程度に跳ね上がるケースがあるが、全体的には10%程度に収まるケースが大半である（図3）。
- 歯科診療所は、「建物」を新築したケースが2件ほどあり、振れ幅が大きくなっている（図4）。
- 薬局は、「建物」についての投資があった場合に比率が跳ね上がっているが、全体的には5%程度に収まるケースが大半である（図5）。

(表5) 平成23年度の総収入及び社会保険診療(調剤)収入と、平成14年4月～平成24年3月に取得された資産

種別ごとの投資額との関係(その1)

※「建物」には付属設備を含み、「器械備品」には医療用器械備品とその他器械備品を含む。

※土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。

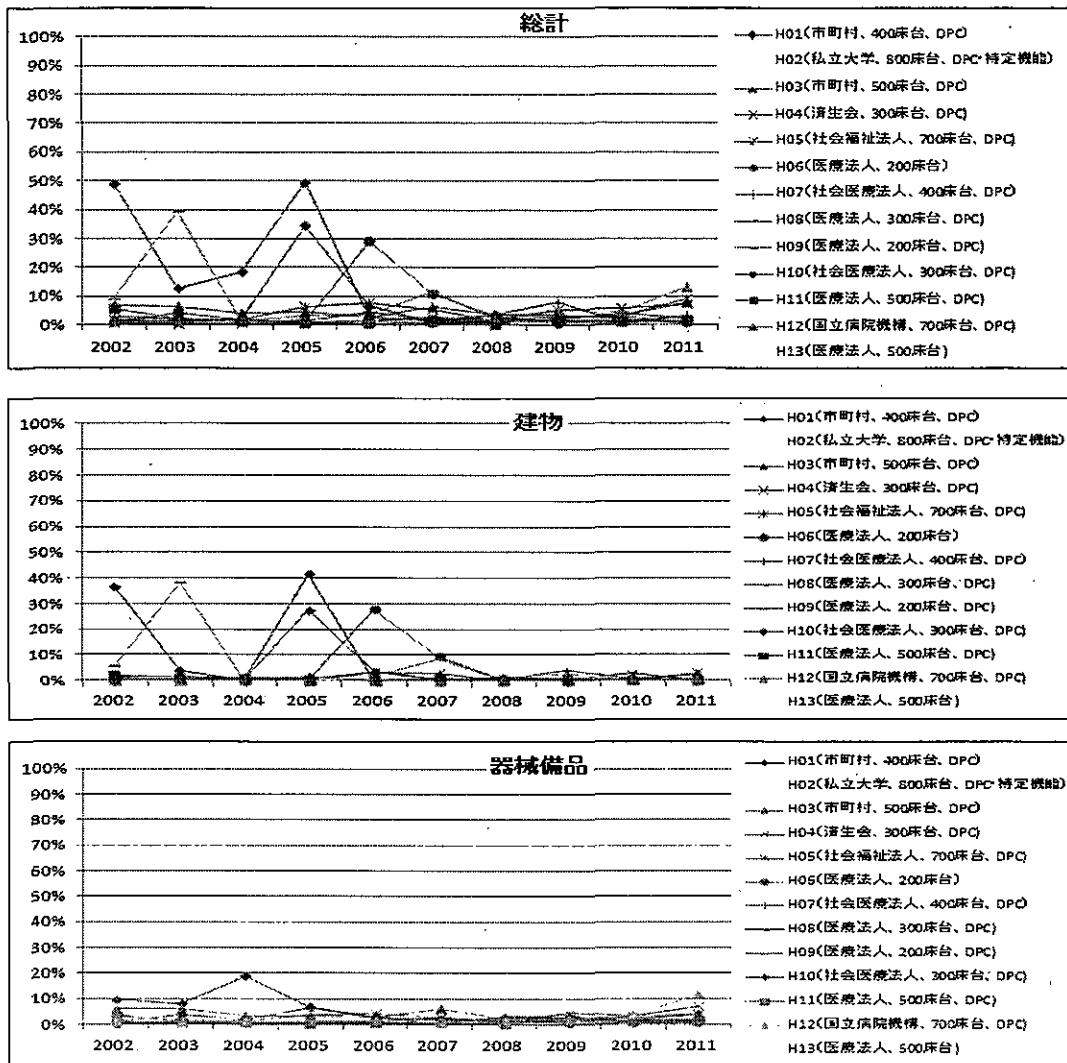
※控除対象外消費税の状況を把握するに当たり、当該資産の用途について、消費税が非課税である社会保険診療(調剤)の場合と、その他の課税されるサービスの場合とを区分し、後者に係る投資額部分を除く必要がある。このため、年間平均とするため10年分の取得価額総額を10で割った上で、総収入に社会保険診療(調剤)収入が占める割合(保険診療収入割合)を乗じた。

病院	平成23年度データ			平均年間投資額(10年分の資産の取得価額÷10×保険診療収入割合(B÷A)) (単位:千円)													
	総収入 (A)	保険診療収入 (B)	構成率 B÷A	総計 (割合・金額)		建物		構築物		器械備品		車両		ソフトウェア		その他	
				金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
H01(市町村、400床台、DPC)	7,665,808	6,636,020	87.3%	942,958	14.1%	546,531	8.2%	32,439	0.5%	361,825	5.4%	43	0.0%				
H02(私立大学、800床台、DPC・特定機関)	未回答	未回答															
H03(市町村、500床台、DPC)	19,566,132	17,528,716	91.1%	919,240	5.2%	161,858	0.9%	4,258	0.0%	699,311	3.9%					5,406	0.0%
H04(済生会、300床台、DPC)	13,178,716	11,415,953	86.8%	318,590	2.8%	58,363	0.5%	1,857	0.0%	248,468	2.2%	973	0.0%	133	0.0%		
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	26,151,863	22,668,575	86.7%	957,590	4.2%	292,320	1.3%	8,578	0.0%	544,172	2.4%	7,620	0.0%	101,422	0.4%	3,479	0.0%
H06(医療法人、200床台)	2,429,654	1,942,658	80.0%	104,376	5.4%	74,904	3.9%	4,798	0.2%	17,651	0.9%	6,664	0.3%	361	0.0%		
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	8,965,399	8,033,289	99.3%	244,052	3.0%	126,715	1.6%	6,661	0.1%	107,362	1.3%	3,313	0.0%				
H08(医療法人、300床台、DPC)	7,567,165	7,374,758	97.5%	89,280	1.2%	4,559	0.1%	1,256	0.0%	66,316	0.9%			16,553	0.2%	423	0.0%
H09(医療法人、200床台、DPC)	2,773,196	2,509,801	90.5%	181,301	7.2%	141,883	5.6%	7,135	0.3%	25,636	1.0%	1,020	0.0%	559	0.2%	37	0.0%
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	14,543,009	11,987,389	82.4%	712,612	5.9%	409,171	3.4%	1,804	0.0%	296,586	2.5%			3,020	0.0%		
H11(医療法人、500床台、DPC)	11,923,693	10,927,411	92.4%	174,195	1.6%	57,350	0.5%	4,063	0.0%	112,636	1.0%	124	0.0%				
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	20,329,982	19,247,108	94.7%	635,946	3.3%	99,822	0.5%	6,569	0.0%	506,145	2.6%			23,110	0.1%	299	0.0%
H13(医療法人、500床台)	未回答	未回答															
平均	12,272,238	10,963,790	89.3%	480,013	4.4%	179,583	1.6%	7,233	0.1%	271,665	2.5%	1,796	0.0%	13,656	0.1%	877	0.0%
一般診療所	総収入	保険診療収入	構成率	総計	建物	構築物	器械備品	車両	ソフトウェア	その他							
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	82,019	77,388	94.4%	44	0.1%					44	0.1%						
C02(個人、19床、内科/循環器内科/皮膚/小児/放)	211,593	193,471	91.4%	382	0.2%	294	0.2%			86	0.0%						
C03(個人、19床、消化内科/外科)	215,549	196,565	91.2%	3,275	1.7%	2,183	1.1%			744	0.4%	348	0.2%				
C04(医療法人、19床、整形リハビリ/リハ)	97,332	15,760	16.2%	964	6.1%	363	2.3%	126	0.8%	316	2.0%	157	1.0%				
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	575,757	129,730	22.5%	896	0.9%	14	0.0%	21	0.0%	769	0.6%	174	0.1%	19	0.0%		
C06(個人、19床、眼科)	235,861	220,640	93.5%	10,424	8.4%	1,172	0.5%	419	0.2%	16,292	7.4%			542	0.2%		
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	98,107	71,439	72.8%	1,242	1.7%					1,097	1.5%	145	0.2%				
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	195,553	169,912	86.9%	874	0.5%					230	0.1%	526	0.3%	117	0.1%		
C09(医療法人、0床、内科/循環器内科/消化内科/放)	107,844	69,683	83.2%	2,392	2.7%	346	0.4%	40	0.0%	1,996	2.2%			10	0.0%		
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	112,267	99,100	89.3%	629	0.6%					629	0.6%						
平均	193,188	126,369	65.4%	2,922	2.3%	437	0.3%	61	0.0%	2,221	1.8%	135	0.1%	69	0.1%		
平均(C04、C05除)	157,349	139,775	88.8%	3,408	2.4%	499	0.4%	57	0.0%	2,640	1.9%	127	0.1%	84	0.1%		
歯科診療所	総収入	保険診療収入	構成率	総計	建物	構築物	器械備品	車両	ソフトウェア	その他							
D01(個人、0床)	11,135	10,110	90.8%	3141	31.1%	2,175	21.5%			966	9.0%						
D02(個人、0床)	19,484	16,111	82.7%	1,586	9.7%	128	0.8%	341	2.1%	1,008	6.3%	89	0.6%				
D03(医療法人、0床)	76,649	66,297	86.5%	1,344	2.0%					675	1.0%	669	1.0%				
D04(個人、0床)	45,315	44,318	97.8%	3,268	7.4%	846	1.9%	269	0.6%	1,067	2.4%	1,085	2.4%				
D05(個人、0床)	125,108	95,122	76.0%	3,102	33.3%	145	0.2%			2,085	22.4%	872	0.8%				
D06(医療法人、0床)	224,075	202,020	90.2%	2,505	12.1%	256	0.1%	30	0.0%	1,736	0.9%	482	0.2%				
D07(個人、0床)	91,391	85,483	93.5%	1,858	22.2%	371	0.4%			780	0.9%	707	0.8%				
D08(医療法人、0床)	73,345	62,974	85.9%	439	0.7%					439	0.7%						
D09(個人、0床)	80,941	64,810	80.1%	9,618	15.1%	5,791	8.9%			3,938	6.1%	89	0.1%				
D10(個人、0床)	22,140	21,233	95.9%	3,456	16.3%	1,921	9.0%	136	0.6%	1,276	6.0%	132	0.6%				
平均	76,958	66,848	86.9%	3,051	4.6%	1,163	1.7%	78	0.1%	1,397	2.1%	413	0.6%				
薬局	総収入	保険調剤収入	構成率	総計	建物	構築物	器械備品	車両	ソフトウェア	その他							
P01(有限会社)	807,101	759,486	99.9%	4,274	0.5%	930	0.1%	433	0.1%	1,195	0.1%	730	0.1%	386	0.1%		
P02(有限会社)	169,712	168,701	99.5%	5,696	3.0%	3,742	2.0%	205	0.1%	1,084	0.6%	427	0.2%	228	0.1%		
P03(有限会社)	187,384	168,469	99.5%	497	0.3%	311	0.2%			176	0.1%						
P04(公益法人)	244,734	207,796	84.8%	1,437	0.7%	285	0.1%	340	0.2%	812	0.4%						
P05(有限会社)	80,186	79,544	99.2%	699	0.9%					647	0.8%			51	0.1%		
P06(市町村)	589,470	589,334	100.0%	16,320	28%	12,031	2.0%			4,289	0.7%						
P07(有限会社)	61,361	60,885	99.4%	1,146	1.9%	162	0.3%			841	1.4%	143	0.2%				
P08(有限会社)	132,483	115,637	87.3%	296	0.3%					37	0.0%	259	0.2%				
P09(株式会社)	553,263	545,656	98.6%	19,768	3.6%	10,032	1.8%	356	0.1%	8,549	1.6%	112	0.0%	432	0.1%	277	0.1%
P10(株式会社)	954,435	949,821	99.5%	9,512	1.0%	4,623	0.5%	932	0.1%	3,627	0.4%			210	0.0%	60	0.0%
平均	380,013	372,253	98.0%	5,965	1.6%	3,212	0.9%	236	0.1%	2,126	0.6%	167	0.0%	191	0.1%	34	0.0%

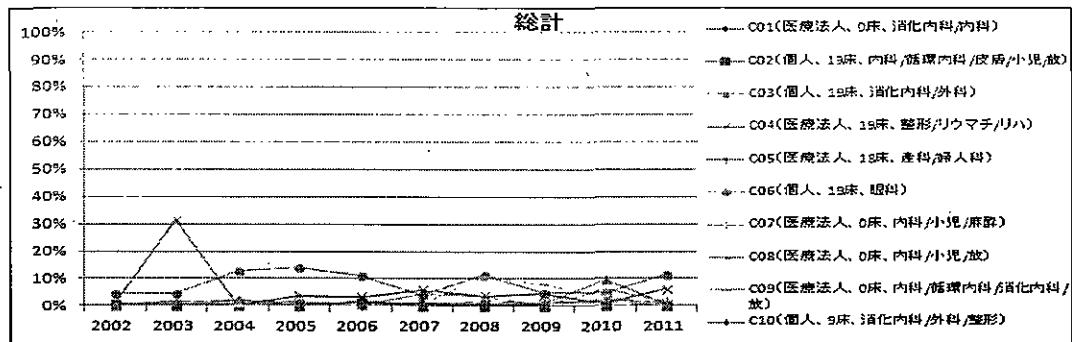
(図2) 社会保険診療収入に占める投資の割合の推移（病院）

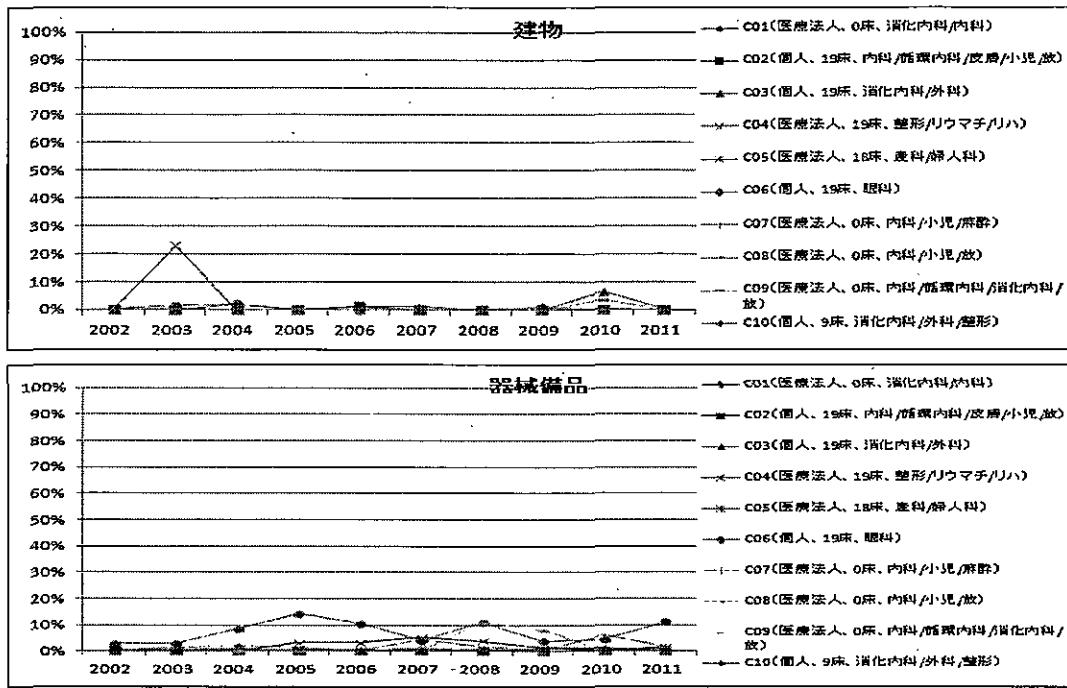
※平成23年度の保険診療（調剤）収入に対する各年度の投資額の割合。投資額は、実際の取得価額に保険診療（調剤）収入割合を乗じたものとした。以下図5まで同じ。

※土地の取得は消費税非課税であるため計上していない。以下図5まで同じ。

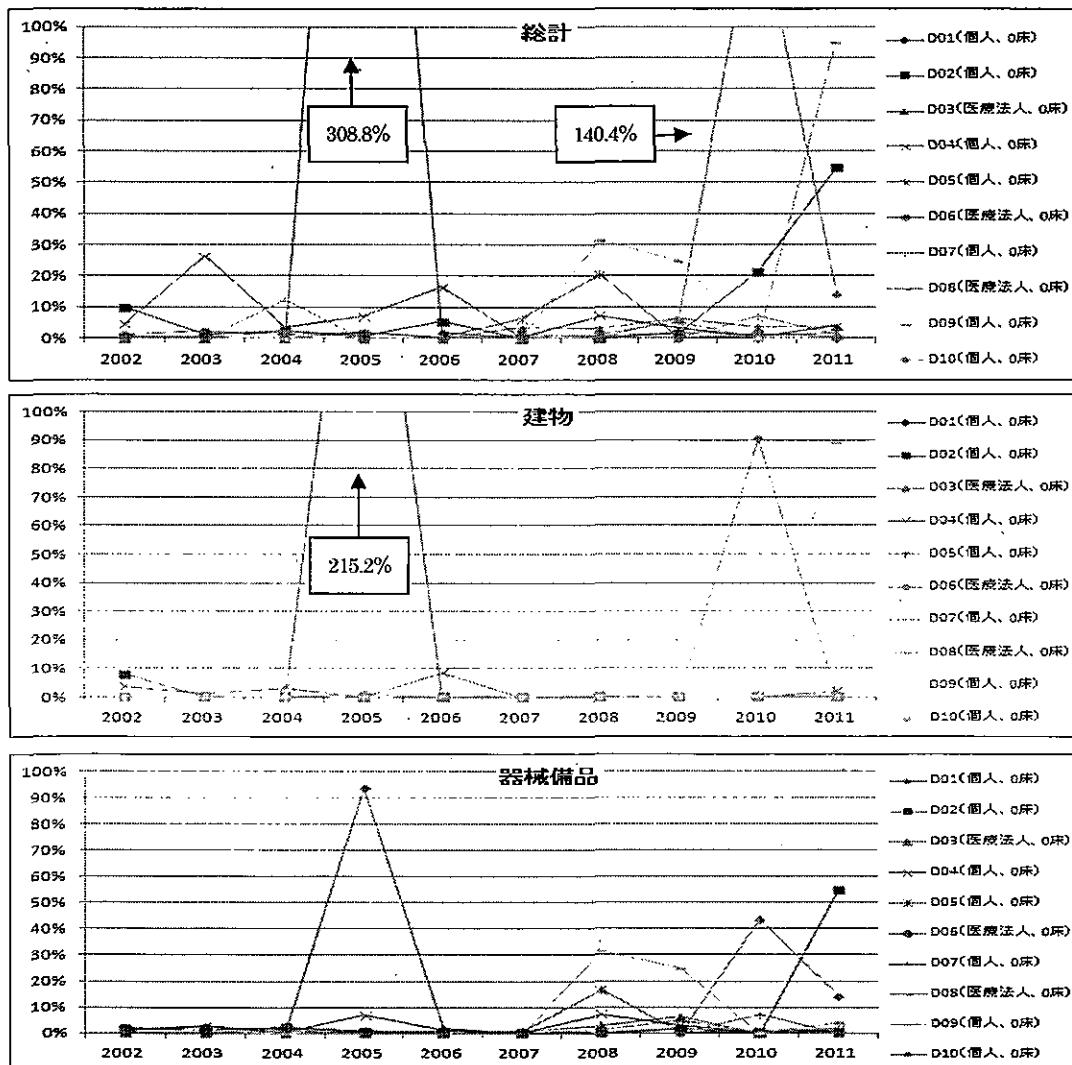


(図3) 社会保険診療収入に占める投資の割合の推移（一般診療所）

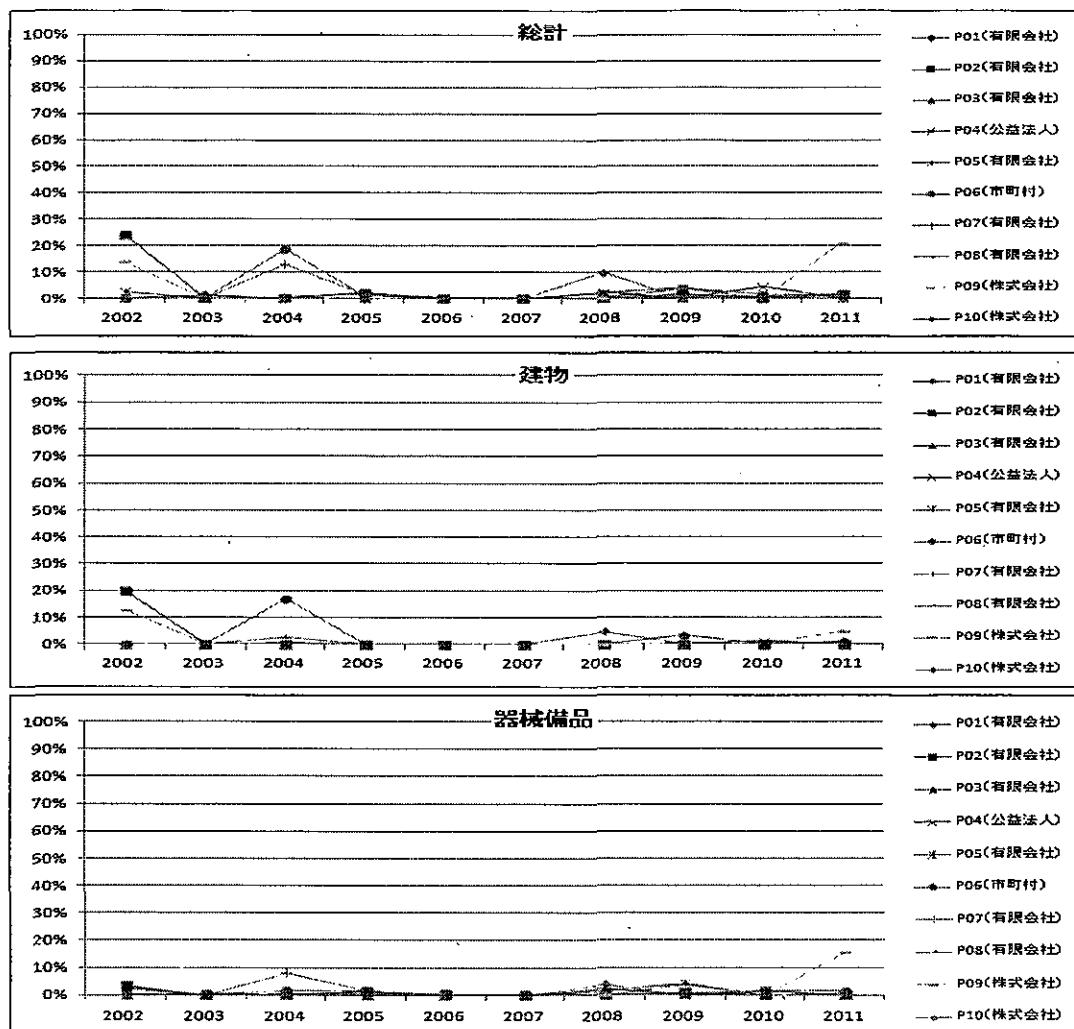




(図4) 社会保険診療収入に占める投資の割合の推移（歯科診療所）



(図5) 社会保険調剤収入に占める投資の割合の推移（薬局）



5. その他の留意点等（固定資産台帳から得たデータ、追加入手したデータ）

(1) リース契約や賃貸契約⁷、建物等の修繕⁸や、30万円以下の少額な資産⁹については、会計上「固定資産」ではなく、経常的な「費用」として処理する場合がある。リース及び再リース契約、賃貸契約の契約総額の資産の総取得価額に対する割合は、特に一般診療所及び薬局において非常に高くなっている（表6）。他方、修繕費や少額資産の「費用」処理については、資産の総取得価額の概ね1%未満となっている（表7、表8）。ただし、リース契約及び賃貸契約の総額については平成24年9月26日現在で有効な契約に係るもののみについてのデータであり、修繕費及び少額資産については、過去3年分のみのデータであることに留意が必要である。

⁷ 総取得価額に占めるリース契約及び再リース契約の平均割合は、病院及び歯科診療所が約5%、一般診療所が約18%、薬局が約15%。賃貸借契約の割合は、病院が約2%、一般診療所が約18%、歯科診療所が約1%、薬局が約23%（薬局は、賃貸借契約全期間の賃料を一括して計上しているものを含んでいる）。

⁸ 総取得価額に占める「費用」処理したケースの契約金額の平均割合は、病院が0.3%、一般診療所が0.1%、歯科診療所が0.7%、薬局が1.8%。

⁹ 総取得価額に占める「費用」処理したケースの契約金額の平均割合は、病院が0.1%、一般診療所が1.4%、歯科診療所が0.6%、薬局が0.4%。

(表6) リース契約及び賃貸契約の状況

■設問：平成24年9月26日現在、賃貸契約やリース契約により保有している土地（※）・建物・物品で、固

定資産台帳に掲載されていないものがありますか。ある場合、その詳細についてお答えください。

※土地の取得は消費税非課税であるため集計からは除いている。

■回答状況（○：該当あり、×：該当なし、-：未回答）

病院	回答状況	該当資産のリース料総額(円)(A)	件数	該当資産の再リース料総額(円)(B)	件数	該当資産の賃料総額(円)(C)	件数	全資産(10年分)の取得価額(D)	リース割合A÷D	再リース割合B÷D	賃貸契約割合C÷D
H01(市町村、400床台、DPC)	○	783,203,065	9	0	0	0	0	10,793,868,417	7.3%	0.0%	0.0%
H02(私立大学、800床台、特定機能、DPC)	×	0	0	0	0	0	0	11,875,502,814	0.0%	0.0%	0.0%
H03(市町村、500床台、DPC)	-										
H04(済生会、300床台、DPC)	×	0	0	0	0	0	0	3,577,465,667	0.0%	0.0%	0.0%
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	○	1,561,553,395	8	78,617,123	22	788,562,515	45	11,047,350,158	14.1%	0.7%	7.2%
H06(医療法人、200床台)	-										
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	○	262,831,725	9	22,935,720	13	99,171,475	6	2,733,900,055	9.6%	0.8%	3.6%
H08(医療法人、300床台、DPC)	-										
H09(医療法人、200床台、DPC)	○	61,365,771	7	1,443,360	3	1,237,618	11	2,003,282,019	3.1%	0.1%	0.1%
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	○	99,890,149	4	0	0	0	0	8,645,357,814	1.2%	0.0%	0.0%
H11(医療法人、500床台、DPC)	-										
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	○	0	0	444,822	2	76,638,813	8	6,717,253,975	0.0%	0.0%	1.1%
H13(医療法人、500床台)	-										
合計		2,768,844,065	37	103,441,025	40	975,610,421	70	57,194,000,719	4.8%	0.2%	1.7%
一般診療所											
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	×	0	0	0	0	0	0	461,925	0.0%	0.0%	0.0%
C02(個人、19床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	○	1,433,143	1	2,315,300	3	1,260,000	2	4,172,285	34.3%	55.5%	30.2%
C03(個人、19床、消化内科/外科)	○	26,642,000	4	59,040	3	0	0	35,915,706	74.2%	0.2%	0.0%
C04(医療法人、19床、整形/リウマチ/リハ)	○	0	0	0	0	0	0	59,517,574	0.0%	0.0%	0.0%
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	○	28,954,114	8	370,230	4	51,428,571	1	44,222,051	65.5%	0.8%	11.6%
C06(個人、19床、眼科)	×	0	0	0	0	0	0	196,955,222	0.0%	0.0%	0.0%
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	○	0	0	105,600	1	11,207,142	3	17,055,125	0.0%	0.6%	65.7%
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	-										
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	○	8,694,000	3	706,910	6	6,400,000	1	28,762,781	30.2%	2.5%	22.3%
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	-										
合計		65,723,257	16	3,557,080	17	70,295,713	7	387,062,669	17.0%	0.9%	18.2%
歯科診療所											
D01(個人、0床)	○	4,320,000	2	0	0	0	0	34,591,494	12.5%	0.0%	0.0%
D02(個人、0床)	○	2,106,720	1	14,200	1	0	0	18,939,084	11.1%	0.1%	0.0%
D03(医療法人、0床)	○	1,886,400	1	0	0	0	0	15,536,013	12.1%	0.0%	0.0%
D04(個人、0床)	×	0	0	0	0	0	0	33,411,434	0.0%	0.0%	0.0%
D05(個人、0床)	○	554,400	1	265,302	2	0	0	40,800,371	1.4%	0.7%	0.0%
D06(医療法人、0床)	-										
D07(個人、0床)	○	55,306	1	86,200	2	0	0	19,860,258	0.3%	0.4%	0.0%
D08(医療法人、0床)	○	0	0	0	0	2,857,143	1	5,114,000	0.0%	0.0%	55.9%
D09(個人、0床)	○	6,114,000	3	0	0	0	0	122,611,580	5.0%	0.0%	0.0%
D10(個人、0床)	○	0	0	9,371	1	0	0	36,138,319	0.0%	0.0%	0.0%
合計		15,036,826	9	375,073	6	2,857,143	1	327,003,353	4.6%	0.1%	0.9%
薬局											
P01(有限会社)	○	0	0	0	0	1,828,571	1	43,206,310	0.0%	0.0%	42%
P02(有限会社)	○	0	0	0	0	320,000	1	57,159,523	0.0%	0.0%	0.0%
P03(有限会社)	○	0	0	0	0	5,828,571	1	4,894,669	0.0%	0.0%	119.1%
P04(公益法人)	○	7,200,000	1	0	0	0	0	16,930,167	42.5%	0.0%	0.0%
P05(有限会社)	-										
P06(市町村)	×	0	0	0	0	0	0	163,239,207	0.0%	0.0%	0.0%
P07(有限会社)	○	2,228,571	1	0	0	0	0	11,526,831	19.3%	0.0%	0.0%
P08(有限会社)	○	2,800,000	2	0	0	0	0	3,391,585	82.6%	0.0%	0.0%
P09(株式会社)	-										
P10(株式会社)	○	46,711,713	8	0	0	900,000,000	1	95,569,845	48.9%	0.0%	941.7%
合計		58,940,284	12	0	0	907,977,142	4	395,918,137	14.9%	0.0%	229.3%

(表7) 費用処理(建物・付属設備の修繕)の状況

■設問: 平成21年4月～平成24年3月までの期間に行なった建物及び付属設備資産に係る修繕のうち、減価償却せず(固定資産台帳に掲載せず)、経費処理したものがありますか。ある場合、その詳細についてお答えください。

■回答状況(○:該当あり、×:該当なし、ー:未回答)

病院	回答状況	費用処理したケース(3年分)の契約金額の総額(円)(A)	件数	全資産(10年分)の取得価額(B)	割合 A÷B
H01(市町村、400床台、DPC)	○	48,593,372	333	10,793,888,417	0.5%
H02(私立大学、800床台、特定機能、DPC)	×	0	0	11,675,502,614	0.0%
H03(市町村、500床台、DPC)	×	0	0	9,556,954,853	0.0%
H04(済生会、300床台、DPC)	×	0	0	3,577,465,667	0.0%
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	○	130,617,148	964	11,047,350,158	1.2%
H06(医療法人、200床台)	ー				
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	○	19,339,983	83	2,733,900,055	0.7%
H08(医療法人、300床台、DPC)	ー				
H09(医療法人、200床台、DPC)	○	7,969,104	20	2,003,282,019	0.4%
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	○	1,786,985	21	8,645,357,814	0.0%
H11(医療法人、500床台、DPC)	ー				
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	○	18,110,000	3	6,717,253,975	0.3%
H13(医療法人、500床台)	ー				
合計		226,416,592	1,424	66,750,955,572	0.3%
一般診療所					
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	×	0	0	461,925	0.0%
C02(個人、19床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	×	0	0	4,172,285	0.0%
C03(個人、19床、消化内科/外科)	×	0	0	35,915,706	0.0%
C04(医療法人、19床、整形/リウマチ/リハ)	×	0	0	59,517,574	0.0%
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	×	0	0	44,222,051	0.0%
C06(個人、19床、眼科)	×	0	0	196,955,222	0.0%
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	×	0	0	17,055,125	0.0%
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	ー				
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	○	478,000	2	28,762,781	1.7%
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	ー				
合計		478,000	2	387,062,669	0.1%
歯科診療所					
D01(個人、0床)	×	0	0	34,591,494	0.0%
D02(個人、0床)	×	0	0	18,939,084	0.0%
D03(医療法人、0床)	×	0	0	15,536,813	0.0%
D04(個人、0床)	×	0	0	33,411,434	0.0%
D05(個人、0床)	○	1,369,872	1	40,800,371	3.4%
D06(医療法人、0床)	ー				
D07(個人、0床)	○	100,000	1	19,860,258	0.5%
D08(医療法人、0床)	○	785,000	1	5,114,000	15.4%
D09(個人、0床)	×	0	0	122,611,580	0.0%
D10(個人、0床)	×	0	0	36,138,319	0.0%
合計		2,254,872	3	327,003,353	0.7%
薬局					
P01(有限会社)	×	0	0	432,063,10	0.0%
P02(有限会社)	○	100,000	1	57,159,523	0.2%
P03(有限会社)	×	0	0	489,466,9	0.0%
P04(公益法人)	×	0	0	169,301,67	0.0%
P05(有限会社)	ー				
P06(市町村)	×	0	0	163,239,207	0.0%
P07(有限会社)	×	0	0	115,268,31	0.0%
P08(有限会社)	○	6,752,381	2	3,391,585	199.1%
P09(株式会社)	ー				
P10(株式会社)	○	155,238	2	95,569,845	0.2%
合計		7,007,619	5	395,918,137	1.8%

(表8) 費用処理(少額資産)の状況

■設問: 建物修繕の設問で回答いただいたものを除き、平成21年4月～平成24年3月までの期間に、本来、固定資産として計上すべきもののうち、税法の優遇措置その他の理由のため、購入時に費用処理し、固定資産台帳に記載していない資産がありますか。ある場合、その詳細についてお答えください。

■回答状況(○:該当あり、×:該当なし、-:未回答)

病院	回答状況	該当資産(3年分)の取得価額総額(円)(A)	件数	全資産(10年分)の取得価額(円)(B)	割合 A÷B
H01(市町村、400床台、DPC)	×	0	0	10,793,888,417	0.0%
H02(私立大学、800床台、特定機能・DPC)	×	0	0	11,675,502,614	0.0%
H03(市町村、500床台、DPC)	×	0	0	9,556,954,853	0.0%
H04(済生会、300床台、DPC)	×	0	0	3,577,465,667	0.0%
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	×	0	0	11,047,350,158	0.0%
H06(医療法人、200床台)	-				
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	○	41,942,098	280	2,733,900,055	1.5%
H08(医療法人、300床台、DPC)	-				
H09(医療法人、200床台、DPC)	○	7,350,103	40	2,003,282,019	0.4%
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	×	0	0	8,645,357,814	0.0%
H11(医療法人、500床台、DPC)	-				
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	×	0	0	6,717,253,975	0.0%
H13(医療法人、500床台)	-				
合計		49,292,201	320	66,750,955,572	0.1%
一般診療所					
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	×	0	0	461,925	0.0%
C02(個人、19床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	×	0	0	4,172,285	0.0%
C03(個人、19床、消化内科/外科)	×	0	0	35,915,706	0.0%
C04(医療法人、19床、整形/リウマチ/リハ)	×	0	0	59,517,574	0.0%
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	○	1,787,608	10	44,222,051	4.0%
C06(個人、19床、眼科)	○	3,515,048	23	196,955,222	1.8%
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	×	0	0	17,055,125	0.0%
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	-				
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	×	0	0	28,762,781	0.0%
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	-				
合計		5,302,656	33	387,062,669	1.4%
歯科診療所					
D01(個人、0床)	○	258,681	2	34,591,494	0.7%
D02(個人、0床)	×	0	0	18,939,084	0.0%
D03(医療法人、0床)	○	1,120,857	5	15,536,813	7.2%
D04(個人、0床)	×	0	0	33,411,434	0.0%
D05(個人、0床)	×	0	0	40,800,371	0.0%
D06(医療法人、0床)	-				
D07(個人、0床)	×	0	0	19,860,258	0.0%
D08(医療法人、0床)	○	229,600	1	5,114,000	2.5%
D09(個人、0床)	○	232,338	2	122,611,580	0.2%
D10(個人、0床)	×	0	0	36,138,319	0.0%
合計		1,841,476	10	327,003,353	0.6%
薬局					
P01(有限会社)	×	0	0	43,206,310	0.0%
P02(有限会社)	×	0	0	57,159,523	0.0%
P03(有限会社)	○	1,701,514	7	4,894,669	34.8%
P04(公益法人)	×	0	0	16,930,167	0.0%
P05(有限会社)	-				
P06(市町村)	×	0	0	163,239,207	0.0%
P07(有限会社)	×	0	0	11,526,831	0.0%
P08(有限会社)	×	0	0	3,391,585	0.0%
P09(株式会社)	-				
P10(株式会社)	×	0	0	95,569,845	0.0%
合計		1,701,514	7	395,918,137	0.4%

(2) 国や地方自治体等からの補助金の状況について調査したところ、補助金を受けた施設は病院に多く、当該施設における資産の総取得価額に占める補助額の割合は5%未満のものが多い。回答のあった全ての施設の資産の総取得価額との関係では、病院が3.4%であるほかは、いずれも1%未満である。

(表9) 補助金の状況

■設問：平成14年4月～平成24年3月までの期間に、補助金を利用して取得した資産がありますか。ある場合、その詳細についてお答えください。

■回答状況（○：該当あり、×：該当なし、－：未回答）

病院	回答状況	該当資産(10年分) の取得価額総額 (P-D)(A)	うち補助額総額(10 年分)(円)(B)	件数	補助額の占め る割合 B÷A	全資産(10年 分)の取得価額 (C)	補助額の 割合 B÷C
H01(市町村、400床台、DPC)	○	7,688,565,668	1,001,224,948	832	13.0%	10,793,888,417	9.3%
H02(私立大学、800床台、特定機能・DPC)	×	0	0	0		11,675,502,614	0.0%
H03(市町村、500床台、DPC)	○	670,677,000	152,356,190	5	22.7%	9,556,954,853	1.6%
H04(済生会、300床台、DPC)	○	96,042,857	29,239,047	3	30.4%	3,577,465,667	0.8%
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	○	1,137,942,355	582,510,803	157	51.2%	11,047,350,158	5.3%
H06(医療法人、200床台)	-						
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	○	137,430,000	38,860,952	7	28.3%	2,733,800,055	1.4%
H08(医療法人、300床台、DPC)	-						
H09(医療法人、200床台、DPC)	○	10,500,000	3,500,000	2	33.3%	2,003,282,019	0.2%
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	○	984,950,969	332,829,967	6	33.8%	8,645,357,814	3.8%
H11(医療法人、500床台、DPC)	-						
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	○	230,631,570	135,056,633	42	58.6%	6,717,253,975	2.0%
H13(医療法人、500床台)	-						
合計		10,956,740,419	2,275,578,540	1,054	20.8%	66,750,955,572	3.4%
一般診療所							
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	×	0	0	0		461,925	0.0%
C02(個人、19床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	×	0	0	0		4,172,285	0.0%
C03(個人、19床、消化内科/外科)	○	2,700,310	476,190	1	17.6%	35,915,706	1.3%
C04(医療法人、19床、整形/リウマチ/リハ)	×	0	0	0		59,517,574	0.0%
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	×	0	0	0		44,222,051	0.0%
C06(個人、19床、眼科)	×	0	0	0		196,955,222	0.0%
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	×	0	0	0		17,055,125	0.0%
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	-						
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	×	0	0	0		28,762,781	0.0%
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	-						
合計		2,700,310	476,190	1	17.6%	387,062,669	0.1%
歯科診療所							
D01(個人、0床)	○	20,282,165	994,077	1	4.9%	34,591,494	2.9%
D02(個人、0床)	×	0	0	0		18,839,084	0.0%
D03(医療法人、0床)	×	0	0	0		15,536,813	0.0%
D04(個人、0床)	×	0	0	0		33,411,434	0.0%
D05(個人、0床)	×	0	0	0		40,800,371	0.0%
D06(医療法人、0床)	-						
D07(個人、0床)	×	0	0	0		19,860,258	0.0%
D08(医療法人、0床)	○	3,600,000	1,876,190	2	52.1%	5,114,000	36.7%
D09(個人、0床)	×	0	0	0		122,611,580	0.0%
D10(個人、0床)	×	0	0	0		36,138,319	0.0%
合計		23,882,165	2,870,267	3	12.0%	327,008,353	0.9%
薬局							
P01(有限会社)	×	0	0	0		43,206,310	0.0%
P02(有限会社)	○	2,289,457	476,190	1	20.8%	57,159,523	0.8%
P03(有限会社)	×	0	0	0		4,894,669	0.0%
P04(公益法人)	×	0	0	0		16,930,167	0.0%
P05(有限会社)	-						
P06(市町村)	○	1,126,940	1,126,940	13	100.0%	163,239,207	0.7%
P07(有限会社)	×	0	0	0		11,526,831	0.0%
P08(有限会社)	×	0	0	0		3,391,585	0.0%
P09(株式会社)	-						
P10(株式会社)	×	0	0	0		95,569,845	0.0%
合計		3,416,397	1,603,130	14	46.9%	395,918,137	0.4%

(3) 現物寄付を受ける形で取得した資産について調査したところ、該当する施設は病院に3施設があるのみであり、総取得価額に占める該当資産額の割合も病院が0.1%となっているのみである。

(表10) 現物寄付の状況

■設問：平成14年4月～平成24年3月までの期間に、固定資産の現物寄付を受けたことがありますか。ある場合、その詳細についてお答えください。

■回答状況（○：該当あり、×：該当なし、－：未回答）

病院	回答状況	該当資産(10年分)の取得価額総額(円)(A)	件数	全資産(10年分)の取得価額(円)	割合 A÷B
H01(市町村、400床台、DPC)	×	0	0	10,793,888,417	0.0%
H02(私立大学、800床台、特定機能・DPC)	○	72,068,636	43	11,675,502,614	0.6%
H03(市町村、500床台、DPC)	○	1,242,905	2	9,556,954,853	0.0%
H04(済生会、300床台、DPC)	×	0	0	3,577,465,667	0.0%
H05(社会福祉法人、700床台、DPC)	×	0	0	11,047,350,158	0.0%
H06(医療法人、200床台)	-				
H07(社会医療法人、400床台、DPC)	○	116,190	1	2,733,900,055	0.0%
H08(医療法人、300床台、DPC)	-				
H09(医療法人、200床台、DPC)	×	0	0	2,003,282,019	0.0%
H10(社会医療法人、300床台、DPC)	×	0	0	8,645,357,814	0.0%
H11(医療法人、500床台、DPC)	-				
H12(国立病院機構、700床台、DPC)	×	0	0	6,717,253,975	0.0%
H13(医療法人、500床台)	-				
合計		73,427,731	46	66,750,955,572	0.1%
一般診療所					
C01(医療法人、0床、消化内科/内科)	×	0	0	461,925	0.0%
C02(個人、19床、内科/循環内科/皮膚/小児/放)	×	0	0	4,172,285	0.0%
C03(個人、19床、消化内科/外科)	×	0	0	35,915,706	0.0%
C04(医療法人、19床、整形/リウマチ/リハ)	×	0	0	59,517,574	0.0%
C05(医療法人、18床、産科/婦人科)	×	0	0	44,222,051	0.0%
C06(個人、19床、眼科)	×	0	0	196,955,222	0.0%
C07(医療法人、0床、内科/小児/麻酔)	×	0	0	17,055,125	0.0%
C08(医療法人、0床、内科/小児/放)	-				
C09(医療法人、0床、内科/循環内科/消化内科/放)	×	0	0	28,762,781	0.0%
C10(個人、9床、消化内科/外科/整形)	-				
合計		0	0	387,062,669	0.0%
歯科診療所					
D01(個人、0床)	×	0	0	34,591,494	0.0%
D02(個人、0床)	×	0	0	18,939,084	0.0%
D03(医療法人、0床)	×	0	0	15,596,813	0.0%
D04(個人、0床)	×	0	0	33,411,434	0.0%
D05(個人、0床)	×	0	0	40,800,371	0.0%
D06(医療法人、0床)	-				
D07(個人、0床)	×	0	0	19,860,258	0.0%
D08(医療法人、0床)	×	0	0	5,114,000	0.0%
D09(個人、0床)	×	0	0	122,611,580	0.0%
D10(個人、0床)	×	0	0	36,139,319	0.0%
合計		0	0	327,003,353	0.0%
薬局					
P01(有限会社)	×	0	0	43,206,910	0.0%
P02(有限会社)	×	0	0	57,159,523	0.0%
P03(有限会社)	×	0	0	4,894,669	0.0%
P04(公益法人)	×	0	0	16,930,167	0.0%
P05(有限会社)	-				
P06(市町村)	×	0	0	163,239,207	0.0%
P07(有限会社)	×	0	0	11,526,831	0.0%
P08(有限会社)	×	0	0	3,391,585	0.0%
P09(株式会社)	-				
P10(株式会社)	×	0	0	95,569,845	0.0%
合計		0	0	395,918,137	0.0%

(4) 同じ種別の資産であっても、施設間で、取得時の購入価格（単価）の水準に差異がある。
過去10年間に新築した「建物」について調査したところ、その用途は病棟、職員宿舎等様々であるが、平米単価は約12万円から約36万円まで幅がある。

(表11) 建築単価の状況（過去10年間に新築した建物があるかどうか）

■設問：平成14年4月～平成24年3月までの期間に、新築した建物資産がありますか。ある場合、その詳細についてお答えください。

■該当資産の詳細						
資産名称	取得年月	取得価額 (円)	工事契約金額 (円) (A)	当該建物の利用目的	当該建物 の延べ床 面積(m ²) (B)	m ² 単価 (円) (A) ÷ (B)
健康管理センター	2006年3月	10,414,264	10,414,264	検査	未回答	-
ICU・CCU	2006年3月	11,056,250	11,056,250	病棟	未回答	-
職員更衣室	2006年3月	23,689,783	23,689,783	更衣室	未回答	-
診療局	2006年3月	6,719,186	6,719,186	事務室	未回答	-
附属棟整備工事	2006年3月	108,377,348	108,377,348	委託職員控室、託児所等	720	150,562
緩和ケア病棟	2012年3月	557,110,490	557,110,490	病棟	1,736	320,916
PET棟	2006年3月	488,352,404	488,352,404	PETセンター	1,339	364,799
社宅	2006年6月	78,624,000	78,624,000	社宅	未回答	-
緩和ケア病棟	2007年3月	326,150,370	326,150,370	病棟	1,006	324,302
南館	2006年3月	4,141,460,269	4,378,285,000	病院	13,357	327,790
RA宿舎	2010年3月	194,644,160	194,644,160	宿舎	1,561	124,698
診療所用建物	2005年4月	21,296,273	21,296,273	診療所	81	262,463
建物診療所部分	2011年5月	61,271,683	61,271,683	診療所	184	333,270
診療所棟	2010年4月	22,523,500	21,315,000	診療所	106	201,085
店舗	2002年10月	26,315,197	26,315,197	店舗	150	175,435
新築(移転)	2004年5月	105,465,150	105,465,150	未回答	347	303,847

II 今後実施する本調査の調査項目を特定するための議論

1. 「高額投資」の範囲について

「高額投資」については、今後実施する本調査における調査項目を特定する観点から、その対象範囲についてある程度のイメージを持つ必要があり、その観点から各委員の持つイメージについてコメントが行われた（調査専門チームにおいて対象範囲を絞り込む意図を持って議論を行ったものではない）。

（1）1件の取得価額（絶対額）で線引きする考え方について

- ① 「高額投資」の「高額」のイメージについては、例えば5億円以上の資産、というような形で、1件の取得価額（絶対額）で線引きする考え方があるのではないか。
- ② 「絶対額」で線引きする考え方に関しては、単に取得価額だけではなく、対象となる資産について、
 - ・資産種別（固定資産台帳上の「建物」「器械備品」などの区分）で限定する考え方や、
 - ・資産の機能、内容（特定の医療機器など）で限定する考え方や、
 - ・資産の耐用年数で限定する考え方などがありうるのではないか。
- ③ 建物や医療機器等について、標準的な価額を設定し、それを何らかの対応をするまでの上限とする考え方があるのではないか。
- ④ 絶対額で線引きする考え方に対しては、一般診療所や歯科診療所においては数百万、数十万レベルの資産も「高額」との受け止めになるのではないか。

（2）資産取得総額が社会保険診療（調剤）収入に占める割合（相対率）で線引きする考え方について

- ① （一般診療所や歯科診療所においては数百万、数十万レベルの資産も「高額」との受け止めになるのではないか、との認識から、）ある年度の資産取得総額が社会保険診療（調剤）収入に対する割合が一定水準を超える場合に措置の対象とする、というような、「相対率」で線引きする考え方があるのではないか。
- ② （①の考え方に関して、）病院、診療所といった施設の類型によって費用構造が大きく異なるため、施設類型ごとに異なる率で線引きする、という考え方がありうるのではないか。
- ③ 相対率で線引きする考え方については、「高額」という言葉の理解の仕方として、一般国民の感覚に合致するのかどうか。

2. 固定資産台帳上把握不可能な「投資的」経費について

今回の予備的調査は、基本的に医療機関等から提供を受けた固定資産台帳上のデータに基づいて行ったものであるが、例えば

- ・医療機器等をリースや賃貸で保有している場合のリース料、賃料
- ・建物の修繕費

・額が小さい投資

については、必ずしも固定資産台帳に計上されず、「費用処理」されるケースがあるが、こうしたケースを「高額投資に関する措置」の対象とするかどうかは検討が必要なのではないか。

※ 上記の投資的な経費が、固定資産台帳に計上されている資産の取得価額総額との関係で、どの程度の規模となっているかについて把握するために、別途の調査を行ったところである（調査の結果については、上記Ⅰの5.（1）を参照）。

3. 補助金や現物寄付により取得した資産について

補助金を受けて購入した資産や、現物寄付により取得した資産については、該当部分については医療機関等に消費税負担が発生しないはず。

※ 補助金や現物寄付の額が、資産の取得価額総額との関係で、どの程度の規模となっているかについて把握するために、別途の調査を行ったところである（調査の結果については、上記Ⅰの5.（2）及び（3）を参照）。

4. 調査専門チームで認識された論点（医療機関等における消費税負担に関する分科会又は社会保障審議会医療保険部会での検討が想定されるもの）

- (1) 高額投資の対象範囲を特定するための線引きを、1件の取得価額の絶対額で行うか、年間資産取得総額の社会保険診療（調剤）収入に対する割合で行うか。
- (2) 高額投資の対象範囲を、資産の種別や機能等に着目して特定すべきかどうか。
- (3) 高額投資の対象範囲を、資産の種別や機能等に着目して特定するとした場合、その価額に関して、標準的な価格を何らかの形で設定し、それを上限として対応するかどうか。
- (4) 施設類型別（病院、一般診療所、歯科診療所、薬局）で区分して対象範囲を設定するかどうか。
- (5) 固定資産台帳に計上されず費用処理されているリース契約、賃貸契約、修繕及び少額資産をどのように取扱うか。

III 調査手法（案）

「高額投資」の対象範囲については様々な考え方があり得るところであるが、今後行う本調査においては、今後の医療機関等における消費税負担に関する分科会等における「高額投資」の範囲についての議論のベースとなるデータを、できる限り幅広く把握することが本来的には求められている。他方、調査項目が多くなり過ぎると、調査票への回答率が低下し、十分な回答数を得ることができなくなる恐れがある。

以上のような制約があることを踏まえ、調査専門チームとしては、以下の手法により本調査を実施すべきではないかとの結論に至った。

1. 調査データ入手方法

医療機関等に対して、①直近の事業年（度）に係る固定資産台帳のデータ、②調査票に対する回答、の提出を依頼する。

固定資産台帳のデータから得られる情報は本調査の受託業者が整理・集計することとし、本調査において必要なデータはできる限り固定資産台帳のデータから入手する。医療機関等に対し回答の記入に係る作業負担を求める調査票で取得する情報は、固定資産台帳のデータからは得られないもののみに絞り込む。

2. 調査項目

（1）固定資産台帳で取得する情報

項目	理由	集計に係る負担
階級区別別の資産の取得価額（過去5年の年度別）	「高額投資」の対象範囲について、単純に資産の総取得価額によって「区分」することの是非が議論される可能性があるため。	小
資産の総取得価額（過去5年の年度別）	「高額投資」の対象範囲について、社会保険診療（調剤）収入に対する資産の総取得価額の割合によって「区分」することの是非が議論される可能性があるため。	小
資産種別（※）ごとの資産の取得価額（過去5年の年度別） ※「建物」「構築物」「器械備品」「ソフトウェア」等	「高額投資」の対象範囲について、固定資産台帳に記載されている資産種別に着目して「区分」することの是非が議論される可能性があるため。	小
耐用年数ごとの資産の取得価額（過去5年の年度別）	「高額投資」の対象範囲について、固定資産台帳に記載されている耐用年数に着目して「区分」することの是非が議論される可能性があるため。	小

(2) 調査票で取得する情報

① 基本データ（「開設者」の種別、「開設者変更の状況」、「病床の状況」等のほか以下の項目）

項目	理由	回答に係る負担
社会保険診療（調剤）収益額 (直近の3事業年度)	・「高額投資」を特定するための線引きが、社会保険診療（調剤）収入に対する資産の総取得価額の割合とされる可能性があるため。 ・保険診療（調剤）収入割合を算出するため。	小
総収益額・医業収益額 (直近の3事業年度)	保険診療（調剤）収入割合を算出するため。	小

② 設備投資の状況

項目	理由	回答に係る負担
医療機器等の分類ごとの資産の取得価額（過去5年の年度別）	「高額投資」の基準を設ける際に、医療機器等の分類に着目して「区分」される可能性があるため。	大
新築した建物の平米単価等（過去5年の年度別）	建設費について、標準的な価格を設定し、対応の上限とする考え方があるのではないかとの意見があつたため。	中
リース契約・賃貸契約により保有する資産のリース料・賃貸料総額（過去5年の年度別）	固定資産台帳上把握不可能な「投資的」経費について、「高額投資に関する措置」の対象とするかどうか検討が必要なのではないかとの意見があつたため。	中
固定資産台帳に計上されていない建物・付属設備修繕の契約金額（過去3年の年度別）	固定資産台帳上把握不可能な「投資的」経費について、「高額投資に関する措置」の対象とするかどうか検討が必要なのではないかとの意見があつたため。	中
補助金を利用して取得した資産の取得価額・補助額（過去5年の年度別）	消費税の実際の負担額を明確にする観点から、補助金を利用して取得した資産についての対応に関する議論があつたため。	中

(参考) 該当する金額の比率が小さいため本調査では対象としない項目

項目	理由
固定資産台帳に計上されていない少額資産の取得価額	会計上「費用処理」されている少額資産についての対応に関する議論があつた。
現物寄付を受ける形で取得した資産の取得価額	消費税の実際の負担額を明確にする観点から、現物寄付を受ける形で取得した資産についての対応に関する議論があつた。

3. 調査対象及び客体数

(1) 調査対象

社会保険による診療・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局を対象とする。

(2) 客体数

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局それぞれ約1,000施設程度、合計約4,000施設程度に依頼する。

4. 調査方法

- (1) 固定資産については、直近に終了した事業年（度）の固定資産台帳について原則エクセル形式での提出を求め、過去5年のうちに取得した固定資産を抽出する。
- (2) その他の調査内容については、調査票による調査とする。

5. 集計

データの集計については、「高額投資」の範囲についての様々な考え方に対応して、対象となる投資の件数ベースや金額ベースでの比率を把握することが可能になるように、以下のとおりの集計を行う。

(1) 取得価額による階級区別に把握

- ① 単純に取得価額のみに着目した集計（表1（2頁）・表2（3頁）のイメージ）
- ② 建物、構築物、器械備品等、資産の種類別の集計（表3（4頁）・表4（5頁）のイメージ）
- ③ 耐用年数別の集計
- ④ 医療機器・調剤用機器・医療情報システムの分類別の集計

(2) 施設単位での年度ごとの資産の総取得価額の社会保険診療（調剤）収入額に対する比率を、階級区別に把握

- (3) リース契約・賃貸契約の状況（表6（11頁）のイメージ）
- (4) 費用処理されている建物等の修繕の状況（表7（12頁）のイメージ）
- (5) 補助金の状況（表9（14頁）のイメージ）
- (6) 建築単価の状況（表11（16頁）のイメージ）

6. スケジュール

(1) 調査開始時期：平成25年1月中旬目途

【理由】厚生労働省と受託業者との契約に係る諸手続き（外部審査含む）に、最短でも本年12月中旬頃までかかる。また、年末を控えた時期の調査票等の発送は、受け取る医療機関等側の負担となるほか、年末・年始をまたぐことで回答率が低下するおそれがある。

(2) 受託業者から厚生労働省に対する報告時期：平成25年3月末目途

【理由】平成25年1月中旬までに調査票等を発送、医療機関等における回答作成作業等に3週間程度、医療機関等からの回答等の提出を受けて受託業者が行う整理・集計作業に2か月弱程度を想定。

医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担の状況把握に関する

調査専門チームメンバー名簿

◎石井 孝宜 石井公認会計士事務所
伊藤 数馬 虎の門病院事務部長
伊藤 伸一 日本医療法人協会副会長
加藤 進治 パナソニック健保組合常務理事
近藤 正明 アーツ税理士法人
中村 勝文 日本歯科医師会税務委員会委員長
西田 大介 西田公認会計士事務所
三上 裕司 日本医師会常任理事

(◎ : チーム座長)

診調組 稅-2-2
24.10.31

医療機関等の設備投資に関する調査

調査票(案)

(提出期限:平成25年○月○日)

施設名				
記入者氏名		部署		
連絡先	電話番号	市外局番	—	— (内線)
	FAX番号	—	—	
	e-mail	@		

第1 基本データ

1 實施設の開設者 (平成24年●月●日現在、該当する番号を記入してください。)										
1 国立	2 公立	3 公的	4 社会保険関係	5 医療法人	6 社会医療法人					
7 個人	8 会社法人	9 私立学校法人	10 社会福祉法人	11 その他の法人						

- ※ 1 国立 :独立行政法人、国立大学法人。
 2 公立 :都道府県立、市町村立、地方独立行政法人。
 3 公的 :日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会。
 4 社会保険関係 :全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合。
 5 医療法人 :医療法第39条の規定にもとづく医療法人。ただし社会医療法人は除く。
 6 社会医療法人 :医療法第42条の2の規定にもとづく医療法人。
 8 会社法人 :会社法第2条第1項の規定にもとづく会社(株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)。
 9 私立学校法人 :私立学校法第3条の規定にもとづく私立学校法人
 10 社会福祉法人 :社会福祉法第22条の規定にもとづく社会福祉法人

2 開設者変更の状況 (該当がない場合は記載する必要はありません。)										
・平成18年4月～平成24年3月までの間に、開設者の変更があった場合、その年月										平成 年 月
・従前の開設者										
1 国立	2 公立	3 公的	4 社会保険関係	5 医療法人	6 社会医療法人					
7 個人	8 会社法人	9 私立学校法人	10 社会福祉法人	11 その他の法人						

3 病床の状況 (渠局の方は記載する必要はありません。) (平成24年●月●日現在)						
	一般病床	療養病床	精神科病床	結核病床	感染症病床	合 計
許可病床数	床	床	床	床	床	床
(うち)介護療養型医療施設分	床	床	床	床	床	床
届出病床数	床	床	床	床	床	床

※許可病床数は、医療法の規定に基づき使用許可を受けている病床数を記載してください。

※届出病床数は、保険医療機関として地方厚生局長等に届け出ている病床数を記載してください。

4 直近の事業年(度) (個人立以外の施設の方のみ記載してください。)										
平成24年3月末までに終了した事業年(度)										平成 年 月 ~ 平成 年 月
※個人立の場合は、平成23年1月1日から平成23年12月31までの期間が直近の事業年(度)となるため、記入の必要はありません。										

5 経理方式 (該当する番号を記載してください。)										
1.税込	2.税抜	※次頁以降で回答いただく金額等は、選択した経理方式に従って記載してください。								

	前々々事業年(度)	前々事業年(度)	直近の事業年(度) (前事業年(度))			
			総収益額	円	円	円
医業収益額			円	円	円	円
社会保険診療報酬(保険調剤)収益額 (患者負担含む)			円	円	円	円

※総収益欄は、医業収益、医業外収益、臨時収益等、貴施設における全ての収益をご記入ください。

※社会保険診療報酬(保険調剤)収益欄は、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度に係る支払基金・国保連に対する請求金額及び窓口徵収金による収益をご記入ください。

第2 設備投資の状況

1 医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器の保有状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

固定資産台帳に掲載されている医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器のうち、直近の5事業年(度)中に取得し、かつ取得価格が次の金額以上の機器がありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

○病院の方:500万円以上の機器についてご記載ください(注1、注2)。

○一般診療所、歯科診療所、薬局の方:金額によらず全ての機器についてご記載ください。

(注1) 複数の機器が一体として利用されるような場合には、それらをまとめてカウントし、総金額が500万以上であれば記載することとしてください。その際の機器分類については、主たる機器の機能に従った分類を記載してください。

(注2) 金額の下限設定については、病院側の回答に係る負担を考慮して設定されたものです。

本調査は、医療機関等の行う「高額投資」に係る消費税負担の状況を把握し、今後の消費税引き上げの際に行るべき施策の検討に必要なデータ入手する目的で行われています。ここで示した下限額を「高額投資」の定義とする趣旨ではありません。

なし(なしの場合、□を■に変えてください)

あり(ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	※2 資産番号	※2 機器名称	※3 取得価額(円)	取得年(度)	※4 機器 分類	※5 取得 方法
例	20-010	10KVIH2_4024US	3,500,000	2008	5	1
例	21-015	歯科用ユニット	5,000,000	2009	57	1
例	22-015	全身用CT	20,000,000	2010	3	1
例	22-015	磁気共鳴画像診断装置	150,000,000	2010	6	1
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※1 必要に応じて追加してください。

※2 固定資産台帳上の情報を記載してください。整理番号について、台帳上記載がない場合は「-」を記載してください。

※3 取得価額については、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

※4 機器分類について、別添の「医療機器分類表」、「調剤用機器分類表」及び「医療情報システム用機器分類表」から選択し、該当するコード番号を記載してください。

※5 取得方法について、以下の選択肢から選択し、該当する番号を記載してください。

1 購入

2 リース契約

3 その他

2 新築した建物の保有状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

固定資産台帳に掲載されている建物のうち、直近の5事業年(度)中に新築した建物資産がありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

なし(なしの場合、□を■に変えてください)

あり(ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	※2 資産番号	※2 資産名称	取得年(度)	※3 取得価額 (円)	※3 工事契約金額 (円)	※3 当該建物の利用目的	※3 当該建物の延べ床面積(m ²)
例	180001	東病棟	2008	2,500,000,000	2,500,000,000	1	10,000
例	230002	職員宿舎	2011	150,000,000	165,000,000	3	1,500
例	22-001	店舗	2010	70,000,000	70,000,000	3	150
1							
2							
3							
4							
5							

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 固定資産台帳上の情報を記載してください。整理番号について、台帳上記載がない場合は「一」を記載してください。

※3 取得価額、工事契約金額については、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

※4 利用目的については、以下の分類から選択し、該当する番号を記載してください。

- 1 病棟
- 2 検査・診療棟
- 3 その他

3 補助金を利用した設備投資の状況(固定資産台帳に掲載されているもの)

固定資産台帳に掲載されている資産のうち、直近の5事業年(度)中に補助金を利用して取得したものがありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

なし(なしの場合、□を■に変えてください)

あり(ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	※2 資産番号	※2 資産名称	※3 取得価額 (円)	うち補助額 (円)	補助金制度の名称	取得年 (度)
例	21-021	レセプトコンピューター	1,500,000	476,191	医療施設等設備設備費助成事業	2009
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 固定資産台帳上の情報を記載してください。整理番号について、台帳上記載がない場合は「一」を記載してください。

※3 取得価額、補助額については、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

(税抜きの補助額が不明の場合、受領した額に105分の100を乗じて四捨五入した額を記載してください。)

4 リース・賃貸契約により保有する資産の状況(固定資産台帳に掲載されていないもの)

平成24年●月●日現在、リース契約(再リース契約を除く)又は賃貸借契約等により保有している建物・物品のうち、直近の5事業年(度)中に契約し、かつ固定資産台帳に掲載されていないものがありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。(土地、有価証券等の消費税非課税のものは記載しないでください。)

また、医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器については、その分類について該当する番号をご記載ください。

なし(なしの場合、□を■に変えてください)

あり(ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

○ファイナンス・リース契約(※4)によるもの

※1 No	建物・物品の名称	数量	※2 支払リース料総額(円)	契約年(度)	リース期間	※3 機器分類
例	コピー機	10	120,000	2011年4月	3年	—
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

○ファイナンス・リース契約以外のリース契約、レンタル契約及び賃貸借契約等によるもの

※1 No	建物・物品の名称	数量	※2 支払賃貸料総額(円)	契約年(度)	契約期間	※3 機器分類
例	建物	1	24,000,000	2012年3月	2年	—
1						
2						
3						
4						
5						

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 支払リース料総額、支払賃貸料総額は、●月●日現在締結している契約条件において、全契約期間中に支払うこととしている支払総額を記載してください。また第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

※3 機器分類について、別添の「医療機器分類表」、「調剤用機器分類表」及び「医療情報システム用機器分類表」から選択し、該当するコード番号を記載してください。医療機器、調剤用機器及び医療情報システム用機器以外の場合は「—」を記載してください。

※4 ファイナンス・リース契約について、リース会社等からの明細から明らかにならない取引については、以下の3つの条件の全てを満たす契約を記載してください。

(1)対象資産を貴施設が選定し、(2)リース会社等が貴施設に代わって購入し、(3)購入額と同程度のリース料総額を支払って、貴施設が使用している。

5 経費処理(建物・付属設備修繕)の状況(固定資産台帳に掲載されていないもの)

直近の3事業年(度)中に行った建物及び付属設備資産に係る修繕のうち、減価償却せず(固定資産台帳に掲載せず)、経費処理したものがありますか。ある場合、その詳細について以下の表にご記載ください。

なし(なしの場合、□を■に変えてください)

あり(ありの場合、□を■に変え、以下の表にご記載ください)

※1 No	契約年(度)	※2 契約金額(円)	修繕の内容
例	2011年4月	10,000,000	東病棟の外壁クラック補修
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※1 必要に応じ行を追加してください。

※2 金額は、第1基本データの5で選択した経理方式に従って記載してください。

○医療機器分類表

※以下の分類は、「薬事法第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器(告示)及び薬事法第2条第8項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器(告示)の施行について」(平成16年7月20日付け薬食発第070022号厚生労働省医薬食品局長通知)における中分類である。

コード	分類名
1	診断用X線装置
2	歯科用X線装置
3	医用X線CT装置
4	診断用核医学装置及び関連装置
5	超音波画像診断装置
6	磁気共鳴画像診断装置
7	診断用X線画像処理装置
8	主要構成ユニット
9	その他の画像診断用装置システム
10	診断用X線関連装置
11	撮影用具
12	X線撮影用品
13	防護用品
14	X線防護用具
15	その他の画像診断用X線関連装置及び用具
16	生体物理現象検査用機器
17	生体電気現象検査用機器
18	生体现象監視用機器
19	生体検査用機器
20	医用内視鏡
21	その他の生体现象計測・監視システム
22	臨床化学検査機器
23	その他の医用検体検査装置
24	血液検査機器
25	検査用核医学装置
26	医用検体前処理装置
27	血清検査装置
28	尿検査装置
29	注射器具及び穿刺器具
30	チューブ及びカテーテル
31	その他の施設用機器
32	採血・輸血用、輸液用器具及び医薬品注入器
33	血液体外循環機器
34	その他の処置用機器
35	結さつ(紉)・縫合用器械器具
36	外科・整形外科用手術材料
37	医薬品噴霧、吸入用器具
38	医療用吸引器
39	医科用洗浄器
40	診療施設用機械装置
41	生体内移植器具
42	整形外科手術用器械器具
43	生体機能制御装置
44	腹膜灌流用機器及び関連器具
45	その他の生体機能補助・代行機器

コード	分類名
46	放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
47	治療用粒子加速装置
48	放射線治療用関連装置
49	理学療法用器械器具
50	レーザ治療器及び手術用機器
51	手術用電気機器及び関連装置
52	ハイパーサーミア装置
53	結石破碎装置
54	その他の治療用又は手術用機器
55	歯科診療室用機器
56	その他の歯科材料
57	歯科用ユニット及び関連器具
58	矯正用器材及び関連器具
59	歯科技工用機器
60	歯科用金属
61	歯冠材料
62	義歎床材料
63	歯科合着、充填及び仮封材料
64	歯科用印象材料及び複模型用印象材
65	歯科用ワックス及びワックス成型品
66	歯科用模型材及び歯科用埋没材
67	歯科用研削材及び研磨材
68	切断、絞断及び切削器具
69	挟器
70	鋭ひ及び鈍ひ
71	鉤、開創器、開孔器
72	起子、剥離子及びてこ
73	その他の鋼製器具
74	視力補正用眼鏡
75	特殊眼鏡
76	視力補正用眼鏡レンズ
77	コンタクトレンズ
78	検眼用品
79	その他の眼科用品及び関連製品
80	衛生材料
81	衛生用品
82	その他の衛生材料、衛生用品及び関連製品
83	家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
84	家庭用電気・光線治療器
85	家庭用磁気・熱療法治療器
86	家庭用吸入器
87	家庭用医療用物質生成器
88	補聴器
89	家庭用衛生用品
90	その他の家庭用医療機器

(別添)

○調剤用機器分類表

※本調査票における「調剤用機器」とは、調剤業務に必要な機器を想定しています。

コード	分類名
97	調剤システム
98	薬歴管理システム
99	全自动PTPシート払出装置
100	分包機
101	薬袋印刷機
102	その他の調剤用機器

○医療情報システム用機器分類表

※本調査票における「医療情報システム用機器」とは、医療機関等のレセプト作成用コンピュータ(レセコン)、電子カルテ、オーダリングシステム等の医療事務や診療を支援するシステムだけでなく、何らかの形で患者の情報を保有するコンピュータ、遠隔で患者の情報を閲覧・取得するようなコンピュータや携帯端末、患者情報が通信される院内・院外ネットワーク用の機器を想定しています。

コード	分類名
91	レセプト作成用コンピュータ
92	電子カルテシステム
93	オーダリングシステム
94	医用画像データベースシステム
95	遠隔画像診断用装置
96	その他の医療情報システム用機器

【参考】リースについて

◎リースの種類・特徴

(1) ファイナンス・リース

- ✓ 賃借人はリース会社が購入に要した資金のほぼ全額をリース料として支払う。
- ✓ リース期間の中途中で契約を解除できない。

(2) オペレーティング・リース

- ✓ ファイナンス・リース以外のリース
- ✓ 賃貸借取引の一部

1

【参考】ファイナンス・リースと賃貸借(オペレーティング・リース含む) との違い

	ファイナンス・リース	賃貸借(オペレーティング・リース含む)
物件	✓ ユーザー指定の物件で、ユーザー指定のサプライヤーからリース会社が新たに取得したもの。	✓ 賃貸人保有の不動産、動産が対象。動産は在庫品の中から選択するため、不特定多数が使用できる汎用性のあるもの。
契約期間	✓ 比較的長期	✓ 比較的短期(ただし、土地は除く)
解約	✓ リース期間中の解約はできない	✓ 一般的に賃借人は解約権を有する
賃借料	✓ 物件代金その他の費用が全額回収できるように設定される	✓ 不特定多数の人に複数回賃貸することを前提に、投下した資金と諸費用が回収できるよう設定される
「リース取引に係る会計基準」による取扱い	✓ 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理	✓ 賃貸借取引として会計処理
契約の更新	✓ リース期間終了後、リース契約を更新(再リース)することができる。再リース料は低価格となる。	✓ 賃貸借期間終了後、同一条件または新たな条件で契約を更新できる。

診療報酬調査専門組織・医療機関等における 消費税負担に関する分科会資料

日本歯科医師会
平成24年10月31日

歯科保険医療における控除対象外消費税の補填状態

第18回医療経済実態調査、日本歯科医師会青申連調査（H22）より

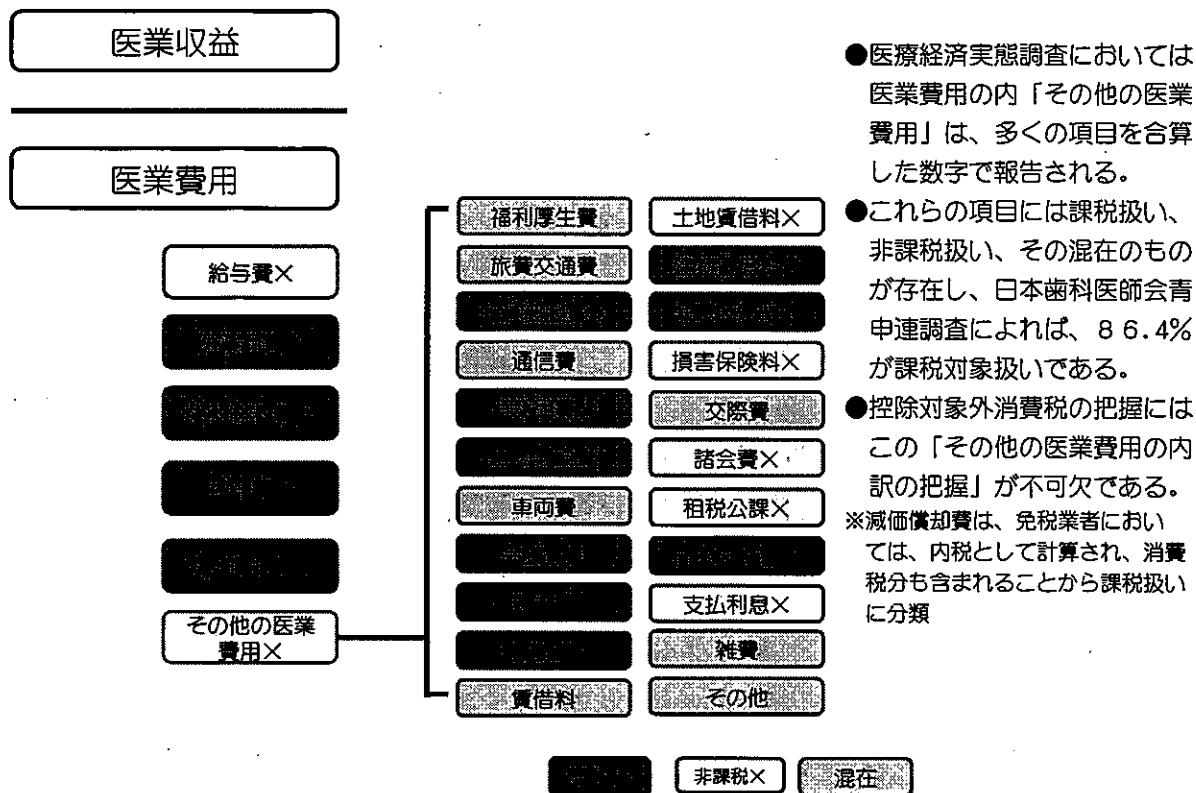
社会保険診療の控除対象外消費税は、診療報酬での補填
が不十分で、結果としていわゆる損税が生じている
その後の診療報酬改定で、この補填分も滅失がある



医薬品・材料 (0.38%)	外注技工料 (0.44%)	設備投資 (0.28%)	その他 (0.92%)
-------------------	------------------	-----------------	----------------

← 控除対象外消費税
(2.03%) →

医療経済実態調査



3

控除対象外消費税算出①

表1 第18回医療経済実態調査より

1. 給与費	11,657	39.4%
2. 医薬品費	531	1.8%
3. 歯科材料費	2,710	9.2%
4. 委託費	3,718	12.6%
5. 減価償却費	2,337	7.9%
6. その他の医業費用	8,632	29.2%
合 计	29,585	100%

単位(千円)

表2 日歯青申連調査(H22)より

支出	給料賞金	8,291,464	26.3%
	専従者給与	3,406,333	10.8%
	売上原価	7,903,463	25.0%
	減価償却費	2,397,303	7.6%
	その他の経費	9,576,530	30.4%
	合 計	31,575,093	100%

その他の経費の内訳		
諸会費 ×	444,952	4.6%
租税公課 ×	354,083	3.7%
利子割引料 ×	332,615	3.5%
損害保険料 ×	174,893	1.8%
その他 ○	1,903,240	19.9%
地代家賃 ○	1,363,238	14.2%
消耗品費 ○	766,495	8.0%
接待交際費 ○	646,915	6.8%
水道光熱費 ○	643,020	6.7%
雑費 ○	629,994	6.6%
福利厚生費 ○	610,143	6.4%
旅費交通費 ○	413,856	4.3%
通信費 ○	343,857	3.6%
修繕費 ○	314,093	3.3%
研修研究費 ○	207,710	2.2%
広告宣伝費 ○	204,599	2.1%
衛生管理費 ○	200,410	2.1%
荷造運賃 ○	15,380	0.2%
貸倒金 ○	7,037	0.1%
課税分(○)合計割合		86.4%

●表1 第18回医療経済実態調査から「その他の医業費用」は医業費用の29.2%を占めるが、同調査ではその内訳までは把握できない。

●表2 日歯青申連調査(H22)では、「その他の経費」のうちの86.4%が課税対象費用であることが把握できる。
※地代家賃の内にも課税対象外費用が含まれるが、その割合は少ない。他の項目にも厳密には課税対象外費用が含まれるが、規模の面から除外。
※減価償却費は、免税業者においては、内税として計算され、消費税分も含まれることから課税扱いに分類。

●控除対象外消費税の算出には「その他の医業費用の内訳」の把握が不可欠である。

4

第18回医療経済実態調査(通年資料)から

控除対象外消費税算出②

個人立歯科診療所1施設あたりの収支(単位千円)

消費税率	5%の場合	8%の場合	10%の場合
I 医業収入	40,139	40,269	40,355
1. 保険診療収入 ①	35,599	35,599	35,599
2. 保険診療以外の収入 ②	4,540	4,670	4,756
II 医業費用	29,585	30,097	30,439
1. 給与費	11,657	11,657	11,657
2. 医薬品費	531	546	556
3. 歯科材料費	2,710	2,787	2,839
4. 委託費	3,718	3,824	3,895
5. 減価償却費	2,337	2,404	2,448
6. その他の医業費用	8,632	8,879	9,043
III 損益差額(IーII)	10,554	10,171	9,916

消費税課税対象費用(単位千円)

1. 給与費に含まれる交通費	350	360	377
2. 医薬品費	531	546	556
3. 歯科材料費	2,710	2,787	2,839
4. 委託費	3,718	3,824	3,895
5. 減価償却費	2,337	2,404	2,448
6. その他の医業費用×86.4%	7,424	7,636	7,999
合計 ③	17,070	17,557	18,115
④	③×(5/105) 813	③×(8/108) 1,301	③×(10/110) 1,647

支払い消費税額(単位千円)

保険診療分の控除対象外 消費税額 ④×(①/(①+②))	721	1,149	1,433
保険診療収入に対する 消費税負担率	2.03%	3.23%	4.03%

- 歯科医療機関の83.5%は免税業者であるので試算はすべて免税業者として算出した。
(日歯青申連 H22年分資料から)
- 給与費の3%を交通費として課税費用とした
(第15回医療経済実態調査から)
- 減価償却費は、免税業者においては、内税として計算され、消費税分も含まれる。
- その他の医業費用の86.4%を消費税課税対象費用とした。
(日歯青申連H22年分資料から)
- 支払分消費税を保険収入と保険外収入で分し、保険診療に係わる消費税すなわち控除対象外消費税額を求めた。
- この結果、歯科の保険診療に係る控除対象外消費税は2.03%と算出される。

5

日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会

青色申告を基本とする税務全般の調査・研究及び指導を行い、もって適正な申告と医業経営の合理安定化に寄与することを目的に、都道府県歯科医師青色申告会連合会を会員として、日歯内に日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会(日歯青申連)を組織し、種々の事業を実施している。

歯科医業経営内容調査検討資料

調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会の事業の一環として、歯科医業経営内容の調査を行い、その合理化を推進することを目的としている。

2. 調査の沿革

本調査は、昭和48年分から毎年、会員に青色申告決算書の写しの提出を依頼し、歯科医業経営内容の調査を実施している。当初は全国27地区的モデル地区と8大都市の会員を対象に始め、その後モデル地区を増やし、平成3年分の調査から適正申告推進モデル地区も対象に追加した。平成21年分の調査からは、回収数の減少等を理由に全国の会員を対象とした。

平成22年分調査

3. 調査の方法

都道府県歯科医師会に所属会員への調査票(決算書用紙)の配付を依頼した。回収した調査票はコード化し集計した。

4. 調査の対象

平成21年分の調査から、全国の会員に変更した。なお、これまでどおり個人立の診療所を対象とし、医療法人立等は除外した。

5. 調査票の送付・回収

各都道府県歯科医師会には所属一般会員数の約20%(合計14,110枚)の調査票と返信用封筒を送付した。

6. 調査の時期

平成23年の確定申告時期に合わせて配付できるよう、第1回締切日を6月末日とした。

7. 集計区分と階層

収入、経費等の各項目について、例年どおり収入階級区分は収入金額が年間1,000万円未満から1億円以上まで20階級とした。全国10地区及び全地区単位で出力した。

8. 調査の主体と集計

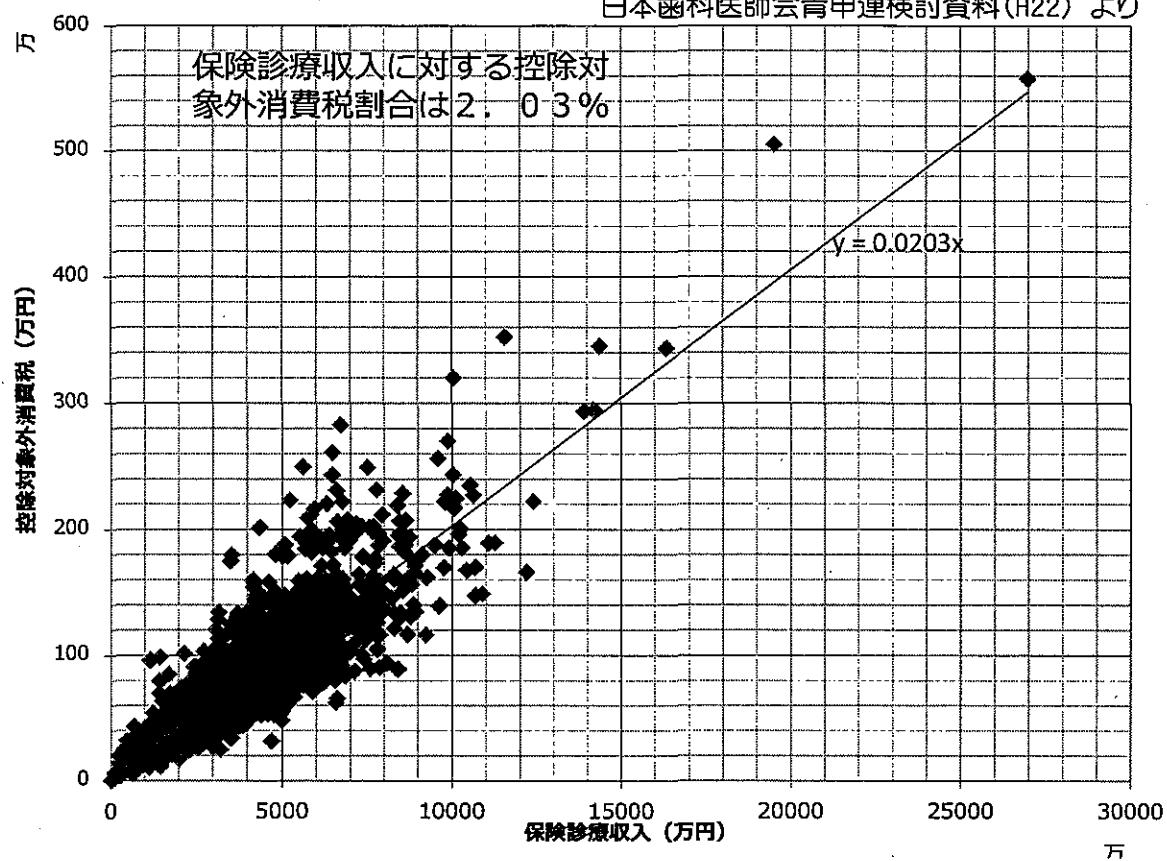
調査の主体:日本歯科医師会歯科医師青色申告会全国連合会

9. 回収数

平成22年分は発送数14,110枚、回収数2,738件(19.4%)、有効回答数2,720件

保険診療収入と控除対象外消費税額

日本歯科医師会青申連検討資料(H22) より



(7)

24.10.31

平成24年10月31日

中央社会保険医療協議会

医療機関等における消費税負担に関する分科会

分科会長 田中 滋 殿

社会保険医療に対する消費税の課税のあり方に関する検討の場設置

に関する意見と要望

診療側委員

今村 聰

鈴木 邦彦

西澤 寛俊

伊藤 伸一

堀 憲郎

森 昌平

このたび成立した消費税増税法(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律・第7条第一号ト)では、「医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討する」とされています。これについて、当面、本分科会がその検討の場であるとの認識が事務局より示されました。しかし、本分科会の設置目的は、「診療報酬における消費税の取扱い」を検証することが主なものです。委員のなかに税の専門家が極めて少ないにもかかわらず、多くの委員から、課税のあり方についても検討すべきとの意見が出されました。

中医協診療報酬調査専門組織の本来的使命に照らしてみると、本分科会で税制のあり方について有効な結論を得ようとするることは難しいのではないかと思われます。既に成立した上記法律の立法趣旨に則して、税制のあり方を議論するためには、税制の協議を目的とする、しかるべき新たな検討の場を設置する必要があり、その機関において、議論を行うべきと考えますので、下記の要望をいたします。

記

社会保険診療に対する消費税の課税のあり方について検討する場を、中央社会保険医療協議会とは別に設置すべきと考えます。

上記の案件を実現するため、本分科会において審議されたうえ、審議結果を分科会の総意としていただけますよう、お取り計らい願います。

以上